

昭和二十九年三月三十日(火曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 大西 禎夫君

委員 久雄君 理事 新八君

理事 幸八君 理事 福田 一君

理事 山手 満男君 理事 永井勝次郎君

理事 加藤 銆造君

小倉 義昭君 始関 伊平君

田中 龍夫君 村上 勇君

齋藤 憲三君 長谷川四郎君

柳原 三郎君 加藤 清二君

齋木 重一君 帆足 計君

伊藤卯四郎君 中崎 敏君

川上 貫一君

出席國務大臣

通商産業大臣 愛知 揆一君

出席政府委員

林野庁長官 柴田 榮君

通商産業 古池 信三君

政務次官 岩武 照彦君

通商産業事務官 (大臣官房長) 吉岡千代三君

通商産業事務官 (鐵道局長) 川上 為治君

通商産業事務官 (鉱山局長) 中島 征帆君

通商産業事務官 (公益事業局長) 榎本 一雄君

委員外の出席者 議員 吉田 剛君

通商産業事務官 (公益事業局長) 谷崎 明君

局員 専門員 越田 清七君

三月二十九日

委員坪川信三君辭任につき、その補

第一類第十一号

通商産業委員會議録第二十八号

昭和二十九年三月三十日

欠として中山マサ君が議長の指名で

委員に選任された。

三月二十九日

輸出絹ハンカチーフ及びマフラーの

検査標準設定に関する請願(助川良

平君紹介)(第四〇八七号)

水産用燃料の輸入外貨需要者割当

に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第

四一〇二号)
米国の可燃性織物輸入禁止措置対策
に関する請願(助川良平君紹介)(第
四一〇三号)
横浜繊維製品検査所川保支所を本所
に昇格等の請願(小川平二君紹介)
(第四一五〇号)
電力料金値上げ反対に関する請願
(只野直三郎君紹介)(第四一五五
号)
の審査を本委員会に付託された。
本日の會議に付した事件
参考人招致に関する件
ガス事業法案(内閣提出第一号)
貿易に関する件
○大西委員長 これより會議を開きま
す。
まず小委員会の参考人招致の件につ
いてお諮りいたします。次回の中小企
業に関する小委員会において、日本銀
行理事五十嵐虎雄君、地方銀行協会副
会長遠田淳君、全国銀行協会連合会
長千金良三郎君、以上三名を参考人
として意見を聴取いたしたいとの小委
員長よりの申出がありますので、これ
を許可するに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○大西委員長 それではさよう決定い
たします。なお変更の場合は委員長に
御一任願います。
○大西委員長 次に鉄業権に関する問
題について發言の通告がありますので
この際これを許します。なお時間の関
係もありますので簡潔にお願いいたし
ます。齋藤君。
○齋藤委員 こまかいところは一切長
谷川委員にお願いたしまして、今後
機会あるごとに御質問をいたして解決を
いたしたいと思っております。私は簡潔に
問題の焦点を鉱山局長にお尋ねをいた
したいと思っております。
この鉄業法第五條に規定してござい
ます「同種の鉱床中に存する他の鉱物
を掘採し、こうごさいますが、同種、
異種の鉱床の区別というものは、私の
承知いたしております限りにおいては
は、昭和二十六年の五月十一日に資源
庁の三六三という通牒によりまして、原
則を規定しておりますが、これは全国的
でありますか、どうでありますか、こ
の点をひとつお伺いいたしたいと思
います。
○川上政府委員 同種、異種の扱いに
つきましては、これは法律に別段規
定になっておられないのでありまして、
当時の資源庁長官から地方の通産局長
に通牒が行つておりました、その通牒
によりまして措置をすることになつて
おりますが、これは今齋藤先生からお
つしやいました通りであります、こ

れは原則でありまして、原則としまし
て鉱種につきましては五つの分類をし
ております。一つは石炭と亜炭を同
種、それから石油、可燃性天然ガス、
アスファルト、これが同種扱い、それ
から砂鉄、それから石灰石、ドロマ
イト、これが同種、それからその他とい
うことになつておりますが、これはど
こまでも一応の原則でありまして、地
方によりましてはその原則に對しまし
て例外的な取扱いをしてもよろしいとい
うことになつております。もちろん
その場合におきましては中央に相談を
しまして、その上で措置をとるとい
うことに従来扱いとしましてはなつてお
ります。
○齋藤委員 全国で特に慣例として、
この原則に規定してある以外の取扱い
をする地区というのがありますか。
○川上政府委員 実はきよう全国の各
地区のものを資料として持つて参りま
せんでしたが、札幌通産局管内におき
ましては、硫黄と鉄鉱とは異種扱いを
原則としてやつておるといふことにな
つております、実はすでに現在まで
に二十件ぐらい異種扱いの措置をとつ
て参つております。
○齋藤委員 そういう場合において
は、この地区は原則として異種扱いを
するといふことの明示はどこかにあり
ますか。
○川上政府委員 これはもちろんその
局におきましてそういう異種扱いにす
るといふ原則を立てておるわけであり
まして、もちろん例外的場合もあるわ

けでありまして、今お話がありました
ように、この問題につきましては、そ
ういう措置を札幌の通産局長にまか
しておるといふことになつておりま
す。
○齋藤委員 いや、そうでなく、原則
は資源庁の通牒でもつて全国的に出
てあるわけです。それでそれから鉱山を
やる者はこの原則によつて鉱種をきめ
るわけです。その際に札幌の鉱山局だ
けは原則に反する取扱いを原則として
おるといふことは、これを何かに明示
をしていなければ一般の人にはわから
ないわけでありまして、それは一体ど
ういう取扱いをいたしておりますか。
○川上政府委員 札幌管内におきま
して、そういうことはつきりと明示す
るというよりは、公告なりというよう
な手段によりましてやつていないとい
思いますが、ただ従来相当長い間そう
いう扱いをやつておりましたので、おそ
らく業界におきましてはそういう点は
御承知の方も大分あるんじゃないかと
いうふうに考えております。
○齋藤委員 どうもそこは私はちつと
もわからないのでありますが、大体原
則というものはこれは日本全国一般の
きめなんです。それを札幌管内だけに
おいては原則として硫黄と鉄というも
のは異種鉱物に取扱う、これをはつき
り明示しておかなければ非常に大きな
あやまちが起きるということでは当然
なものであります、こういう取扱いは
山局長として正當な取扱いであるとお
考えになつておるのですか、これは大

な欠点であるとお考えになつておるのですか、その点を伺いたいと思ひます。

○川上政府委員 この問題につきましましては、私としましては、そういうことを原則として取扱うという明示を従来文書等ではなかつたという事は、行政上のある程度の欠陥ではないかと考えておりました、私の方としましては、今後そういうことがないように、この点はつきりさせたいと思つております。

○齋藤委員 もし鉱山局長の言われるがごとくに、いわゆる五つの分類によつて原則の同種、異種の鉱物はきまつてゐる。しかるに札幌区内においても、ある地点に対して、そういう鉄と硫黄というものは同種であるのが原則であるけれども、その地点だけは原則として異種の取扱ひをしてゐるということにひつつかつて、鉱業権取得の上における大きな支障を来したということになりますと、この責任は鉱山局の方にあるのではないかと思うのです、これに対して鉱山局長はどうお考えになつておられますか。

○川上政府委員 私どもの方としましては、従来から札幌管内におきましては、こういう特別な地方について異種扱ひをしてゐるということにつきましましては、先ほども申し上げましたように、長い経験と申しますか、そういうことになつておりましたので、もちろん一番出先であります登録課であるとか出願課の方におきましては、十分業界の方にも、もし出願して来ましたような場合におきましては、そういう扱いになつておるがということは話しておると思ひますので、私どもとしまして

は、従来あまりこの問題につきましまして問題にしてゐなかつたのですが、今齋藤先生からおつしやいますように、この問題について非常にシリアスな問題が出て参りましたので、従来のやり方をはつきりさせるためには、あるいはその地方の通産局で、中央から指令した以外の特別な措置をとつておるところにつきましましては、はつきり業界なり各一般に対しまして、徹底するような措置を講じたいと考えております。

○齋藤委員 ただいま鉱山局長は、札幌管内では原則として鉄と硫黄とは異種鉱物に取扱つておる、こう言われますれば、許可いたしました試験登録の鉄と硫黄とを同時に許可しておる事例もあるのではあります。それでありましから、これは非常にいいところでありまして、私の手元にあります胆振の国の探掘登録五七六というものは、金、銀、銅、硫化鉄となつておる。そのほかには金、銀、鉄、銅、硫化鉄と、この硫黄と鉄というものは同種に取扱つておる事例もたくさんあるのであります。鉱山局長は原則として硫黄と鉄は異種に扱つておるが例外もある。そういうふうになりますと、一体原則はあくまでも硫黄と鉄は同種に取扱うということが原則であつて、札幌管内のある部分においては、異例として鉄と硫黄は異種鉱物として取扱う。こうでなければならぬと思うのですが、賢明な鉱山局長は、ちよつと間違つて答へられたのではないかと思ひますから、あえてもう一度お伺ひしておきます。

○川上政府委員 私の聞いておりますところでは、先ほども申し上げましたように、鉄と硫黄につきましましては、道南地区につきましましては異種扱いにしておりまゝ、異種扱いにしておるにかかわらず、一部につきましましては同種の扱いがあるように聞いております。しかしこれはきわめて数が少いように聞いておりました、やはり原則としましては硫黄と鉄につきましましては異種扱いにしておるというふうに聞いておりますので、大体原則通りやつておるといふふうに考えております。

○齋藤委員 それは水かけ論になりますから、あとで一切の資料を整えまして、同僚委員におまかせして御質問を継続してもらふことにいたしますが、ただ念のために何つておきたいのは、この第五条に規定してあります鉄床といふものに対して、どういふふうな御見解を持つておられるか。

○川上政府委員 この第五条は、たとえば試験掘について申し上げますと、その試験掘の内容について、鉄なら鉄と硫黄というものとが同じ鉄床の中にあります場合におきましては、一本の試験掘に考えるべきだというふうに考へておりました、その鉄床といふのは、明らかにその鉱物探掘について、硫黄と鉄とをどうしても一緒に掘らなければ掘れないというふうな状況のもとに賦存しているというふうな考へるべきじやないかと思つております。

○齋藤委員 私から申し上げるまでもなく、鉄床といふ字は非常にこれはむづかしい字でございます、私は念のため図書館に行つてこの本を借りて参つたのであります、いやしくも鉱山のことを論議しますときに、鉄床といふものに対する概念をはつきり把握しておかなければ、鉱業法の全体がわからな

からない。でありますから、一口に鉄床と申しましても、この本に書いてあります通り、火成鉄床もあれば、成層鉄床もあれば、沖積鉄床もあるし、それから残留鉄床、交代鉄床、鉄染鉄床、接触鉄床もある。鉄床といふ字を使つてありますと、この鉄床を全部含むのであります。それでありますから、結局百万坪といふところの一区画を限つて、これに対して出願優先権を認めて、そうして出願料をとり、登録料をとり、それから鉱区税をかけて、この百万坪一単位に対して、いわゆる探鉱の優先権を認めるというのが試験掘なんでありまゝ。それでありますから、一体硫黄と褐鉄と異種鉱物として認めるかどうか、それが沖積鉄床であるとすれば、お互いに沖積鉄床の中に硫黄があるときもあるし褐鉄があるときもある。接触鉄床のところ

でもある。あらゆる鉄床に、硫黄と鉄といふものはともに賦存し得べきところの状態が考えられるから、これは同種鉱物として取扱つておるのであります。見たところ鉄と硫黄とが一緒になつておるから、これは同種鉱物じやないじやないかというふうな、そんなばかな見解を持つと誤りが起つて来る。どこに一体硫黄と褐鉄と同じく賦存しているところがあるか。ないのです。もし褐鉄鉄床の中に一%の硫黄が含まれておつたら、それは褐鉄鉄床としての価値はないのです。ですから褐鉄鉄床として使ひ得るところのものは、必ず〇・何パーセントの硫黄でなければならぬわけですね。しかしその近くには必ず硫黄といふものが賦存しているのが通説です。だから褐鉄鉄床といふものと硫黄とは、同種鉱物に取扱う

ということになつてゐる。だからあなたの方の考へてゐるのは、見た目に硫黄と褐鉄鉄床が一緒になつてゐないから、異種鉱物で同じ鉄床の中にないだといふ見地に立つてゐると思つて、そうじやない。鉄床といふ字は、大きな意味を含んだところの鉄床なんです。そういう点から考えますと、私は試験掘といふものに対して、鉱山局長は妙な観念を持つてゐるのじやないかと思つて、ですから試験掘といふものに対してどう考へておられるか、もう一ぺん

○川上政府委員 硫黄と鉄鉄が同種であるか異種であるかという問題につきましては、実はこれは北海道におきましても、各地方におきましても、それぞれのその方のエキスパートがいろいろ相談をしまして、かつまた学者の意見も十分聞きまして、そうしてきめてゐるわけでありまして、またきめた範囲内においてはほんとうにその地区が同種であるか異種であるかという問題につきましましては、具体的に調査の上で決定することでありまゝ、私から北海道のある地区を原則として異種として取扱うべきか、あるいは同種として見るべきかという問題につきましましては、私実は技術屋でございまして、何とも言へませんが、これは今申し上げましたように、その道のエキスパートが集まりまして、いろいろ検討いたしました結果そういう原則を立てておりますので、齋藤先生のそういう御意見もありませんけれども、その問題につきましましては、私はむしろその方の意見をはつきり伺つた方がよくはないかと思つて、そういうエキスパートの意見を

ない、法によつて守られたことがないから、だれも発見したと言わない。そこに非常に大きな問題があると思うのでありますが、そういういふ／＼な角度から考えてみますと、ゲルマニウ

ムもそうであるし、チタンもそうなんです。そういうように調査して価値があるとかないとかいうことじやないのです。日本にウラニウム鉱があることはわかつている。しかもそれが今度世界的にMSAの問題の中でも、アメリカの持たざるものが日本にあつた場合にそれをアメリカによこすかどうかという対象の中に、ウラニウム鉱が入つていくかどうかというところで騒いでいる。そのときに日本の鉱業法の中に、世界が最も必要としているウラニウム鉱石というものが法定鉱物として入つていないというような鉱業法というものは、非常に尊敬すべからざる鉱業法だと考へるのですが、その点は鉱山局長ひとつ配慮し、早急に処置をしていただきたい。

それからもう一つ伺つておきたいのでありますが、今度委員会において御審議されている石油資源採掘促進臨時措置法案について一問か、二問だけお伺いしたい。これは通産大臣は石油資源の開発をはかるため採掘を急速に実施する必要があると認める地域を指定する。この地域は石油及び可燃性天然ガス資源開発審議会に諮つてその意見を徴取する。こういうことなどあります。これはこの通りでございませうが、特に石油資源採掘促進臨時措置法としておつくりになりましたこの法案の目的は、この臨時措置法案をつくらなければという新しい石油資源の開発はできないというところをねらうのですか、そうでなく、ほうつておいてもいずれば開発される見込みはあるけれども、そこをもつとつたんでやろうというのですか、一体どつちを意味している法案なんですか。

○川上政府委員 私の方としましては主として前者の方を考へておりまして、やはりこういう措置をとらなければ早急に試掘が行われない。試掘が行われないと、結局どの程度国内に石油資源があるかということもよくわからないうし、また開発の方も進んで行かないという関係から、今おつしやいました前者の方を主として考へております。

○齋藤委員 実際の事例を御質問申し上げます。帝石にはわれ／＼も戦時中に関係したたのでありますが、日本の石油資源の確保及び開発ということによつて強制合併をやつて、非常に有望な鉱区だけを強制収用したのです。それでありますから、帝石は政府も株を持つている関係上、非常に潤沢な資金を自分の鉱区の開発にさつて込める。前者の方をおとりになるところになる。石油資源採掘臨時措置法は帝石などは重点的に考へないんだ。あれは自分の力で自分の鉱区の有望なところはやればいんだ。しかしその他において発見せられるところがある。こういうものはどうしても政府の力をもつてやらなければ開発ができない。こういうことを考へていながら、帝石など実際の力を持つていながら、帝石などは自分の力で自分の鉱区の有望なところをばつておつて、政府が助成しなければ新しい油田地帯の開発ができないものを優先的に取扱ひになるのですか、どちらですか。

○川上政府委員 石油の試掘鉱区につきましては、帝石は相当持つておりますし、また相当有望な地域を持つておりますが、帝石が自分の現在の力において早急にほとんどその有望地区の全部を試掘できるかという問題につきましては、私は齋藤先生とは別な見解を持つておりまして、それは非常にむずかしいじやないかというふうにも考へております。もちろん齋藤先生がおつしやいましたように、なか／＼資金的な余裕のないものに對しましては、われわれの方としては助成金なりあるいは金融の道を講じてやるなり、そういう措置を講じて極力帝石以外のものにつきましては、開発、試掘を促進さして行きたいと考へますが、必ずしもそれが一時的な問題ではないのであります。帝石についてもこの際早急に開発を進めて行かなければならぬと考へておりますので、帝石の資金の余裕のある限りにおいては試掘をどん／＼進めて行くように、この法律で措置をとりたいと考へております。

○齋藤委員 私から申し上げるまでもなく、西ドイツはもうすでに二百万トン近くの石油を出しております。戦争中は日本と同じく三千万トンくらい石油しか出ていなかった。それが西ドイツにおいて二百万トン出て来ている。それは政府が重工業をやり、西ドイツの地区は重工業をやり、地震探鉱をやつて、電気探鉱をやつて、政府の力をもつて試掘をやつて新しい油田地帯を見つけたがために、今二百万トン出るところが日本は今この五箇年計画を立てて、五箇年中に百万トンに上げようというのです。そういう点におきましては、局長の言われまじき通り、帝石はもつと国家の向うべき方向に向つて自分の鉱区の有望な地区をほとんど探鉱、試掘して参りましたならば、そういう目的は私は達せられると

思ふ。そういうことでなく、この一億三千万円を目標として臨時措置法をおつくりになります以上は、西ドイツのごとくほんとうに政府が手をつけて行かなければ、有望な地区が開発されないといふところに重点的にお使いになるものじやないか、そう考へております。日本全体を調査いたしますれば、帝石の鉱区として帝石が独占権を握つていられる以外に、非常に有望な地区があつて、政府の力によつてどん／＼開発される地区はたくさんあると思ひますから、こういう点に鉱山局長も十分御留意くださいまして、わずかな金でございませうけれども、これが有効適切に使われることによつて、初めて内陸石油の五箇年増産計画も本格的になつて来るだろうと思ひますから、従来帝石におびただしい補助金が流れておつた――私は過去に帝石に流れた補助金の行方を知つてから言ふのであります。あえてそれを別扱しようというのではない。しかし石油開発の補助金はどういふ形でどこへ流れてどういふふうに使われたかといふことは、私は帝石の最も盛んな事業所のあるところにいる人間でありますから、それをうす／＼知つていられる、またいろ／＼聞いたことがある。だから一億三千万円の臨時措置法というものが、また大幅に帝石の方に流れて行つて、過去のような形においてこの貴重な補助金が使われてしまつたならば、いつまでたつても日本の新しい油田は開発されないと思ひます。今われ／＼は局長にお願ひするのでありますから、この点はこの委員会において、委員各位も十分に御審議くださることとは存じますが、今後特にその点ひとつ鉱山局長にも御

留意をお願いしたいと思います。私の質問はこれで終ります。

○大西委員長 それでは暫時休憩いたします。

午前十一時十一分休憩

午前十一時二十九分開議

○大西委員長 休憩前に引續いて開会いたします。

ガス事業法案を議題といたします。ただいま委員長の手元に齋木重一君外二十四名提出の本案に対する修正案が提出されておりますので、この際提出者の趣旨弁明を許します。齋木君。

○齋木委員 ただいま審議中でありますガス事業法案に対する修正の動議を提出し、説明せんとするものであります。

ガス事業法案の一部を次のように修正することにしたと思ふのであります。第三十三条第四項第一号中の「二年」とありますのを「二年」に改める、こういうぐあいに修正をいたしましたと思ふのであります。各委員の御賛成をお願いいたします。

○大西委員長 以上で趣旨弁明は終了しました。

引續いて修正案を採決いたします。本修正案に御賛成の諸君は御起立をお願いします。

〔総員起立〕

○大西委員長 起立総員。よつて本修正案は可決せられました。

次に修正部分を除く原案について採決いたします。修正部分を除く原案に御賛成の諸君は御起立をお願いします。

〔総員起立〕

○大西委員長 起立総員。よつて本案は齋木重一君ほか二十四名提出の修正

案の通り修正議決すべきものと決しました。

ただいま委員長の手元に小平久雄君はか三名提出の、本案に対する附帯決議案が提出されておりますので、この際提出者の趣旨弁明を許します。小平久雄君。

○小平(久)委員 たいだいま可決されましたガス事業法案につきまして、各党共同提案にかかる附帯決議を提出したいと思ひます。

附帯決議案

本法の運用に当り、政府は、特に、次の点に留意して、万遺憾なきを期すべきである。

一、ガス拡充五カ年計画を強力に推進して、夥しい未処理需用家数の絶滅を速やかに図ること。

二、従来のガス事業者の営業方針は、普及率の向上よりも、需用家の当り使用量の増加を重点としていたが、今後は普及率の向上を重点とする。様業者を指導監督すること。

三、従来のガス事業者中、ガス使用申込の場合、ガス器具の抱合せを条件とし、又は多量使用申込者に限り優先供給する事例あり、かかる選択供給については、その取締を厳重に執行すること。

四、ガス事業の経理を正確明瞭のものとするため、ガス事業者の行うガス事業以外の事業についても、その内容を監査し、公益事業としての本分を逸脱しないよう充分監督すること。

五、供給規程は、本法の趣旨に則りサービス本位のものにすること。

六、ガスの料金に關し、これが不當と認められる場合は、遅滞なく本法第十八条の規定によるガス料金の変更措置を行うこと。

七、現在のガス事業者中、経営規模過小、弱体にして、公益事業として、不適当のものについては、その統合につき検討のこと。

八、本法第十二条による兼業の許可に關しては、当該事業の中小企業者を圧迫するが如き事のない様配慮すること。

九、第五十三条の規定は労働組合運動の正常なる活動を阻害することなきよう運用すること。

以上であります。

この決議案の内容につきましては、詳細にうたつてありますから、別段あらためて説明を要しないと思ひますが、ただ一、二申し上げますならば、特にガス料金の問題であります。この決議案におきましては、そのガス料金が不適当と認められた場合には、遅滞なく変更措置をせよといふこととつておりますが、さしあつたこの問題としましては、炭価の下落、従つてガス会社においても経理上相当余裕が現在見られるんじゃないかといふふうな一般にとられておりますので、こういう点につきましても、この際検討をせよといふ趣旨であります。

その他の点はもうこまかくうたつてありますから、別段説明を要しないと思ひます。どうぞ全会一致の御賛同を賜りたいと思ひます。

○大西委員長 以上で趣旨弁明は終了しました。

本決議案に御賛成の諸君は御起立をお願いします。

〔総員起立〕

○大西委員長 起立議員。よつて本附帯決議案は可決せられました。古池政務次官。

○古池政務次官 たいだいま御決定になりました附帯決議の御趣旨につきましては、政府といたしましては、本法の施行にあたりまして、十分これを尊重し、万遺憾なきを期して参りたいと思ひます。

○大西委員長 この際お諮りいたしますが、両案に対する委員会報告書作成の件につきましては、先例により委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○大西委員長 それではさよう決定いたします。

○大西委員長 この際委員外の笹本一雄君より発言を求められておりますので、これを許可いたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○大西委員長 御異議ないと認めまして許可いたします。笹本君。

○笹本一雄君 私は今問題になつております可燃性繊維に対するアメリカの販売輸入禁止に対する問題に対して質問をいたしたいと思ふのであります。この問題は今やわが国の各業界におきまして深刻な影響を与えておるのであります。一日もすみやかに明確にして適切な対策が確立されなければならぬと思つておるのであります。そこで私は大臣の御出席を願つて、先般来大臣がこの問題について大使館等に熱心な交渉をされたというので、その経過もあわせて聞きたいと思ひ

いまして、あえて大臣の出席をお願いしたのであります。大臣以上この問題について非常に熱心に政務次官が研究せられておるといふお話でありますから、まず政務次官にこれをお伺ひしまして、他の箇所については大臣と特に御相談になつて、適当な機会に答弁をしていただきたいと思ふのであります。

問題というのは、近くアメリカにおいて実施されようとしておりますところの、さいぜん申し上げたいわけの燃える衣料の使用禁止、つまり可燃性繊維の製造販売並びに輸入の禁止措置の問題であります。これはすでにわが国の絹織物関係業者に深刻な動搖を与へ、かつまた新聞やラジオにおいて本会議におきまして、またその前の二十三日には参議院の予算委員会において、すでに論議されたところでありまして、問題の重要性にかんがみまして、私はここにこの通産委員会であつてこれを取上げて、そして十分論議検討を重ねたいと思ふのであります。これから幾つかの問題につきまして御質問申し上げたいと思ひます。

まず第一にお伺ひしたいのは、可燃性繊維禁止についてどんな交渉をしておつたか。わが国の輸出絹織物の生産高は、申すまでもなく一九五二年、つまり昭和二十七年においては八千八百萬ヤール、二十八年には六千萬ヤール、そのうちアメリカ向けの輸出は約五〇%から六〇%になつておるのであります。しかもその生産高の約八〇%はいわゆる縣目もの、羽二重及びオーガンジーであつて、そしてこれらの絹織物の生産地は、申すまでもな

く福島県の川俣地方あるいは福井県、石川県であるのであります。月産約四百萬ヤールを生産しているものであります。すべてこれらは中小企業に属するものであります。今回この禁止法が実施されますとあつたときにおきましては、わが国の絹織物生産業者に与える打撃といふものはきつめて大であります。そしてまた非常に深刻なものであるものであります。なかつく福島県のこれら業者は全滅し、福井、石川県の業者もその半数は職を失うやうな結果になるのであります。またこれらの従業員家族は、新聞にも出ておる通り二万五千といわれておりますが、そのほか横濱付近のプリント工業とか、家内工業に従事しているところの人たちが約四万といわれておるところに生活に窮することは言つてもありません。これはまことにゆゆしい社会問題が起つて来るのであります。年間六百萬ドルから八百萬ドルをかせいで、わが国の対米輸出貿易に大なる貢獻をなし、かつまた日本経済の復興に重要な役割を果したつたこれらの軽目、羽二重すなわち絹織物の中小企業者を苦難困難に追いやることは重大な問題であります。かかる重大な、深刻な影響のある米国の禁輸法の施行に対しては、政府はいかなる交渉を行っているものであらうか。さいぜん話しましたごとく、大臣はこの問題が起きましたと、いち早く大使館と熱心に交渉したと言われますが、その交渉の内容と今後の見通しについて詳細な答弁を願ひたいのであります。

第二は、この一年間を通ずる政府の無策の責任についてであります。この

法律は昨年の六月三十日米国の第八十三国会において通過成立し、本年の七月一日より実施されることになつておるのであります。つまり実施までに一年の猶予期間があつたのであります。が、かかるその一年間の間、わが政府はその影響をさる大なる本法律案に対し、何らの関心も持たず、情報も持たず、従つて何らの対策も持つておらなかつたといわれておるのであります。が、まことに荏苒むなく日を送つて、いよいよ実施の間近になつたところになつて騒ぎ出し、周章狼狽しておるのはまさに怠慢といわざるを得ないのであります。昨午米国会においては、公聴会を開いて禁止法案に賛成して、あるいはまたこれに対する四十五度の傾斜で四秒以内に燃焼という商業規格を決定したのでございます。そしてアメリカの業界は、この間にすでに燃焼にいくする研究とか、あるいは製造工程の切りかえを済ましていたという。これに対してわが国では、今ごろになつてその対策に、あるいはまた外交交渉に右往左往するといふがごときは、その差幾ばくであります。あまりにも無為、あまりにも無策で、まことにその処置は遺憾であるのであります。しかしアメリカの業界から、貴社の商品日本を試験したが、四秒以内に完全に燃えてしまつたという意味のキヤンセルの電報を受けて驚いた日本の業界筋の動揺から初めて知つたというがごときは、まづたゞもつて話にならぬ。現に駐日アメリカ大使も、この一年間何らの意思表示もなく、今となつていふ／＼なことを申し出されても、事は困難である。何ゆゑもつと早くから手を打つて来なかつたかという、非難

とも、好意の苦言とも見られるような発言をしたといふことも聞いておるのであります。また昨年十月、世界の国際絹業大会がイタリアで開かれたのであります。私もこれに出席したのであります。そのミラノ会議に、わが国の政府といはしましては、通産省からは繊維局長、農林省からは蚕糸局長が出席しておりますが、この問題については何ら一言も発言がなかつたのであります。またわれ／＼の代表、同僚も今や絹製品問題についてはアメリカにおいてこういう重大な問題があるといふことも一言も聞かなかつたのであります。本問題についてそういう情報を持ちながらだまつていたとすれば、これは大いに譴責しなければならぬと思ふのであります。全然知らなかつたといふれば、あまりにもうかつなことであります。どつちにしにしても何のための出席であつたか、意味なしといわねばならぬのであります。この問題が起きますと、業者の關係から、あのミラノの会議のときにこの問題を取上げなかつたという問合せがたゞさんあるのであります。そうしますと、そういう情報を持ちながら、わが方が話をしていない。何のためにそういう人を派遣されたか。これは次官非常に重大な問題であります。しかも虫が、わが国にできる案を食つて、何ら外国から原材料を入らずに輸出してドルを獲得するといふことは、この生糸だけであります。しかも四回目のミラノの国際絹業大会に各国から来ておるのであります。ミラノの会議は、アメリカ外十、七箇国の人たちが集つて、アメリカの業界の代表の人もたくさん来ておつた

のであります。ここで議題にすれば、多少なりとも米業界の情報も得られましよう。これが対策も一応強力に推進することができたと思ふのであります。が、この点につきまして、徳永君は帰つて来てとすぐ重工業局長になつてしまつた。一体何のために出したのか。この点については、農林大臣も、蚕糸局長に關して、この世界の会議に出席する上において、こういう自分の所管に属することでもうかつにしているやうなことに、今後は見せしめもあるから、こういう機会に適當な処置をとるべきものだと思うのであります。

一体わが国の在外公館は、この問題について何をしているものであらうか。もつと商業的努力があつてよいのではないかと思ふのであります。特に通産省より人事交流もしておりますし、優秀なる人物を派遣しておるのであります。が、今回のごとき事件についてはまことに遺憾にたえないのであります。これは外務大臣に通産大臣から聞いていただきたいのであります。が、やもすると、通産省から優秀な人が行つておつても、こういうすべての報告をする場合において、外務省へ一括しなければいけない。通産省としては非常に必要なことがあつても、そういう報告に對しての費用の關係で通信の制限とか、こういう点に圧迫があるのではないか、こういう点について出先地もよく調べ、もしそういうことがかりにあつたとするならば、これは重大な問題であります。優秀なる通産省の在外派遣員が行つておりました。その行動したことが一つも日本の経済界に通じないといふことになつたならば、これを重

大であります。この答弁に対しては、多分外務大臣はそういうことは絶対にないといふことを言うかもしれませんけれども、この実情は実情であります。実際の問題にしてはおそろしいことを言うのであつたならば、私は先般とを言つて参りました。実際の問題をたゞさん聞いておりますが、この点についてはせつと通産省から出した人たちが十分に働けて、十分に視察したと、調査したことを本省にたゞどこに通報のできるやうに、そうして日本の産業に寄与できるように、これを機会に強力に外務省に申し入れていただきたいと思ふのであります。西ドイツの在外公館などは、海外の輸出市場の開拓に非常に熱心だと聞いておりますが、わが国の在外公館はもつとこれに学ばなければならぬと思ふのであります。本問題のごときについて、当然注意の上万全の予防措置をとるべきやうに、いち早く情報や資料をキヤッチして逐一報告、政府に連絡、警告すべきであると思ふのであります。私の知つてゐる限りにおいては、この三月八日ワシントン大使館及びニューヨーク領事館から外務省に入つた公報がこれに關した最初の明瞭な情報であるといふことではあります。もしこれが事実であるとするならば、まことに遺憾きまるものであります。またわが政府当局においても遺憾の非難を受けなければならぬと思ふのであります。在外公館を奮勵し、常に海外の情報に注意を払い、たとえはあの費用を出してゐるところのJETROの筋を通して調査するとか、あるいはまた外務省、通産省当局が常に緊密なところの連絡と提携をもつて、情報の人手交換に今後遺憾のないことを期していただきたいと思ふのであります。今次その失態あるいは醜態をさらすやうなことがなつたことは、まことに遺憾にたえません。これらについて政府の誠意ある答弁を承りたいのであります。まづこの二点について次官の知つてゐる範圍において御答弁を願ひたい。

○古池政府委員 ただいまお尋ねになりましたアメリカの可燃性織物禁止法に關する問題でございますが、これは御指摘のやうに昨年の六月三十日のアメリカの国会において可決された法律でございます。本年の七月一日から施行されるやうに承知しております。このわが国の貿易に重大なる影響を持つ法律が施行に及ばんとするのになぜもつと早く日本はこの情報を知らなかつたかといふ点はまことに私ども遺憾に存じます。これはわが国としましてはアメリカには大使館あり、それ／＼優秀な人が行つておるのでありますけれども、この法律の通つたことにつきましては、い／＼理由はありません。が、結果的に見て非常に私は遺憾なことであると考へます。昨年ミラノで絹業会議がございました。その際に各国のその道の人たちが集まつたにもかかわらず、日本はもとより、イタリアもフランスもイギリスもどこの国の人も全然この問題は知らなかつた。その情報を得ていなかった。従つてその会議における議題にも上らなかつたといふことは、重ね／＼日本としては不運なことに遭遇したものであると考へております。もし役所の方の筋で情報がキヤッチできない場合でも、多数の民間の人も行つておられますから、そういう方面からでも今

までの例から申しますと、たいがい情報が入るのでありますが、今回の例に限つてそういう民間の優秀な人たちが遂にこの問題については何らの情報も得ていなかったという事は返す／＼も残念に存じております。

そこで現在どういうような交渉をしておるかというお尋ねでございますが、これにつきましてもはやがて施行細則もできようとおるときでありまして、急遽にその施行細則におきまして何らかわが国に有利な除外的な措置を講じてもらいたいというので、交渉しておるであります。たとえばあの法律によりまして、帽子でありまして、くつ下、手袋のごとき迅速にからだからとりはずすことのできるようなものは一応除外例になつておるのであります。従つてわが国から輸出するものの中で非常に大量にありますがハンカチ、スカーフというようなものは、これは手袋やくつ下以上に早く身辺から除くことができるものでありますから、こういうような類は害の少ないものとしてこの対象品目から除外してもいいたいというので、外務省を通じましてそういう折衝をただいまやつておるのであります。

それから外務省の処置として、通産省が非常に活動しようと考えておるのに対して、これを抑制するようなどとはないかというお話でございます。現に御承知のように外務省に對しましては、通産省からもそれ／＼りつぱな人を出しておるのではありませんが、これは皆様方も御承知のように通産省の身分ではなく、外務省の人として向うに派遣しております。従つてすべてが外務大臣の完全なる指揮監督下におい

て、活躍しておるわけでございますが、もちろん在外公館は外務省の代表ではなく、国全体の代表でありますから、通産省の仕事をからどうする、農林省の仕事であるからどうする、というような差別的な処遇はもちろんやるべきではなく、またやつてはならないものと私は考えておりますが、ただいまのお話もございましたので、十分實際を調べまして、もしそこに外務省のやり方において不当と認められるような点がございましたら、嚴重に申入れをしたいと考えております。以上簡単にございまして、お答えをいたしま

す。

○笹本一雄君 今政務次官の答弁であります。ミラノの會議において各国の人も知らなかつた、話題になつたかつたと言つておりました。またその通りでありましたけれども、しかし絹は御承知の通り世界の——中共は別として、世界の産出を十としますと、八割二分は日本が占めておる。イタリアが割であるの八分というものが、南方諸国がやつておるといふことであります。日本が世界の八割以上を生産しておるといふことはいまして、こういう會議では、日本が一番大事に氣をつけなければなりません。欧米あたりは化纖その他が非常に発達しておりますので、こういう燃えやす

いものは少いのであります。でありますから、その會議に行くのにも、世界の人の話題に上らなかつたのではななく、こつちからそういうことを出すべきである。日本の機織のすべての關係を扱うその人が、行く前にそのくらいのことば調査をして、思想統一の上においてもわれ／＼に説明をして、そ

してこつちから持ち出さなければならぬ。歸つて来てどういふ御報告をされておるか知りませんが、これはまた非常に遺憾なことだと思つております。

それからまた在外公館の問題であります。これは申すまでもなく、今次官のおつしやる通りに、あちらへ参りますれば、各省の人も外務省の役人になるのであります。なぜ通産省の人を向うへ交流させてやるかということ、申すまでもなく通産省の業務のためにエキスパートの人を向うへやるのであります。その人たちは向うでその点について、非常な活躍をしておる現象を見て参りましたが、その見て来た人々と、外務省の人とが、通産省に対する頭

の感覚が違ふのであります。たとえば外交交渉あるいは外交辭令とかいふものの問題では優秀であるかもしれせんが、通産省のことにありますと、外務省の人たちの感覚は、通産省から見ると、大人と子供の感がある。最近においてあなたとところで通商局に、あるいは外務省の人たちが、人事交流でたくさん来ておりますが、そういうことで教育されて行つた人たちはまだい

きない。そうでない人はな／＼理解ができません。でありますから、こういう点について通産大臣から外務大臣を通じて、これはほかのこと以上に、すぐ日本の貿易及び産業振興に關係があることとでありますから、十分なる御留意をいただきたい。

またJETROのごときもそうであります。せつかく通産省が骨を折つてつくつたJETROでありますから、こういう問題こそやつてもらつて、JETRO情報というものがほんとうに

絹業界から見ても確かなものであつたときに、なお補助金のごとき問題はそれにも増して次に必ず出て来るのではな

いかにと思つて、これらについても留意していただきたいのであります。

次にここで交渉の内容に關して大臣から直接もつと詳しく聞きたいと思つていたのでありますが、今のあなたの

お話によりまして、本問題を契機とする絹輸出に対する当局の根本対策を伺いたいと思つております。まずその順序として、さきの私の交渉内容に關する質問に答えられた大臣の説明、及び先般參議院において大臣がい

ろいろ言われておりますが、その内容について、もう少し聞いてみたいと思

うのであります。公益保護の見地より、不適当と認められたときはその修正提案をすべきことと同禁止法に定められておると聞いていたのであります。これが行政的に同法を変更し得る

唯一の可能性であると思はれるが、わが政府はこれをどう解釈するかということをお願いしたい。

次に參議院における大臣の御説明のうち、禁止法の施行延期について、事態が今日に及んでは、私は大臣と同じくこの要請受諾に最大の望みを賜ふるものであります。私は大臣に、万全にして最善の努力をいたされんことを切

にお願ひするのであります。

ところで情報によりまして、去る二十六日、駐米大使館の島公使が米國務省に、國務次官補代理にこの問題について日本側の事情を説明したというが、その際國務次官補代理は次のように答えたというところが新聞その他に出て

いるのであります。この法律は一年間の猶予期間を置いたのだから、これ以上

まずその三点について御答弁願います。

○古池政府委員 先ほどお話し申し上げましたアメリカに対する外交交渉のその後の経過について、何か御答弁申し上げるようなことがないかということでございますが、ただいま御指摘になりましたような島公使の情勢と申ししますか、これは私も通信情報として非公式に承知をしておりますけれども、外務省を通じて公式の回答としては今のところまだ受取っておりません。

それから先ほどお話がございましたように、在外公館における通産省出身の人たちの活躍の上において、外務省のやり方等に関して不自由な点がありはしないかというようなお話につきましては、十分に調べてまいりまして、これは大臣にも私から話しまして、通産大臣から外務大臣に将来をういうことのないように十分申入れをしてもらいたいと考えています。

なお御指摘になりましたJETRO等についても、今後かような重大な情報については政府と協力してすみやかにこれをキヤッチされるように、私どもの方から話をしたいと考えております。

また今後法律施行までの間に輸出したかような品目について、もし向うにおいてキヤンセルになるような場合は、その損害はどういう処置を講ずるかという問題につきましては、繊維局長からお答え申し上げます。

○吉岡政府委員 ただいまの交渉の主眼といたしましては、スカーフ、ハンカチ類はいわゆる衣料でないという解釈のもとに全面的適用除外を強く主張していることは、先ほど政務次官からお

答え申し上げました通りでございます。この点については三月二十日に井口大使からの連絡によりまして、ハンカチーフについては十八インチ平方以下のものは衣料でないという解釈のもとに適用除外は有望の見込みであるという電報が来ております。それでハンカチーフが除外になりますと、大体製品類約五百万ドルのうち四割程度はこれに除外されるじやないかと考える次第であります。それからなおこれは二十六日のU.P.の電報でございますが、この法律を制定したときの委員長でありました民主連のクロツサーという方が、自分としてはこの法律をつくるときは子供用のセーター、カウボーイのズボンのことを考えてつくつたわけで、衣料製品のことを考えてつくつたわけではない、それによつて日本人の感情を悪くするようなことはしたくないというようになことを言つておられるようであります。この人は現在委員長ではありませんが、有力なる委員であるというところでございます。

それから施行細則につきましては、先般その案が発表されたのであります。要点は前に御説明しております通りでございます。これにつきましては四月の二十二日に公聴会が開かれるということになっておりますので、その際にはアメリカ側の業者と協力いたしまして、有力なる公述人を選定して、わが方の主張をその公聴会に反映するようにしたい、こういう準備をいたしてある次第でございます。

それから繊維物につきましては、これは先方において大体スカーフ、ハンカチーフを加工せられ、ないしはケミカル・レースといつております薬品でが

らを抜きまして、アクセサリー等に使ふものに使われる、あるいは絶縁材料その他衣料品以外の用途に使われるものがありまして、これらにつきましては、この法律が直接身につける衣料品を取締りの対象にしておりますので、さような加工用の原材料であるということをも明確にすれば、それでできるのではないかと、これを在京のバイヤー等は申しております次第であります。いずれにいたしましても、直接最も影響をこうむると考えられますのは、スカーフが適用除外されるかどうかという点でございますが、この点には先ほど政務次官のお答え申し上げました通り、スカーフは衣料でないという解釈によつて、極力適用除外を中心に交渉したい、かように考えております。

次にこの法律に基づくテストでございますが、これは現在国立の繊維工業試験所において、先方の方式によつてこれをを行いますと同時に、アメリカ側におるわけでございますが、現状におきましては、やはり四角ないし五角というところが大体ボーダー・ラインになるのではなからうか。ただそれ以下の真目のものにつきましては、この法律は御承知のように幅二インチ、長さ六インチのものにつきまして四秒というものが限界になっておりますが、大体、三秒半とかいうすれ／＼のところ燃えつくといふことでございまして、絶対燃えないといふ加工をすること、は非常に困難でありますけれども、若干樹脂加工等によつて燃焼速度を遅くするといふことはまず可能ではなからうかという意見でございます。もちろん

んこれはただいまのところは適用除外を中心をやつておりますので、最悪の場合においては、そういう不燃加工によつて輸出に対する影響を最小限度にとどめたい。実は先般繊維工業試験所において、従来から研究してまいりました不燃加工を試みたものにつきまして、これをアメリカに送りまして、これは三秒半のものにつきまして資料を送つて向うで試験をしてみたいのであります。二種類つくりまして、一つはパスし、一つは少し時間が足りぬといふことでございまして、これは今後の研究によりましてその程度のことには可能ではないか、かように考えております。なおこの点につきましては、工業技術院の方とも話をいたしました。御承知のこの試験研究補助金、これは来年度のものは、実は本年の二月末をもつて一応申請を締切つておるのでございますが、この問題はその後突発的に起つた問題でございますので、この軽目織物に対する不燃加工の研究については、若干の締切り期限を延長いたしました、広くそういう研究を助成し、優秀なものを採り出すという努力をいたす考えでございます。なおこの点につきましては、アメリカのこの法律に基づく検査機関の一つでありますU.S. テスティング・カンパニーというところから、この不燃加工についてアドバイスを提供したいという申し入れもあるわけであります。ただ問題は不燃加工そのものは必ずしも必ずしも必ずしも燃えないわけではございませんが、その軽目二重の風味をそこなわない形においてやるのが問題であります。その点については、先方まだ十分自信がないといふようなことを申して来てお

ります。しかし何らかの参考になるならばこれもひとつ協力を得たいと考えまして、ただいま協議をいたしております。

それから最後にこの連契約についての問題であります。この点につきましては、御承知のように輸出契約品のキヤンセル等の場合における輸出業者の損害につきまして、政府がこの輸出信用保険の制度をとり、これによつて損失額の九割を補償していただくわけでありま

す。実は軽目羽二重につきましては、従来ほとんど申ししますか、全然と申ししますか、輸出保険によつて保護されておらなかったわけでありまして、しかしこの問題が起りましたので、保険をつけたいという申込みが来ておりますので、この扱いにつきまして協議をしたのでございまして、純粹の保険の理論から申しますれば、かような場合においては、少くとも利率について、やはりこれを相当引上げるということを考えなければならぬ場合かと考えられるのでございます。この問題の重要性並びに政府としては、先方に対してまだ折衝中であるという関係を考えてまだ折して、当分の間従来通りの条件によつてこれを引受けるという措置を通商局と詰合つておつたわけでありまして、この軽目羽二重並びにマフラー、スカーフ、ハンカチーフ等の製品はほとんどその全部が注文製品でありまして、輸出商社がバイヤーからの注文を受けて、それによつて繊維に発注する。なお福島県におきましては、その注文を基礎にいたしまして、県の方で補償の制度をとられまして、それによつて織屋さんの運転資金あるいは原糸の仕入れ資金等の金融をはかつておられる

八

という関係もありますので、そういう関係から考えましても、この信用保険はぜひとも継続しなければならぬという点で、この点は保険のりくつからは若干の問題はあつたようでございますが、そういう措置をとることにはわけございませう。従いまして既契約のキャンセル等によつて輸出業者ないしはその関連から、織屋さんが損害を受けられるという事は、これによつて避け得るのではないか、かように考へております。なお法律の条文につきましては、別途資料として提出いたしたいと思ひます。

○笹本一雄君 本法案に対する細目規則案が十項目か何項目かになつて発表されております。二十五日に発表されたという事でありますが、これは新聞なんかには一部出ております。さういふ申しましたごとく、これに対するところの細則の法案が手に入つておりましたらこれをプリントにしてひとつ出していただきたいと思います。

それから今の繊維局長の説明であります。前段のお話は新聞にみない出てゐることです。私が読んでも同じことである。ここに全部ありますからこれから一、二時間読んで上げてでもよろしうございませう。さうでなく今のお話のうちに、工業技術院で今これに対するところの研究をして補助金を出してゐるということがあつた。これはいいことである。さういふことを聞きたいのであります。それから公聴会が四月二十二日に向うで設けられるようでありませう。それに対して在外関係でどういう手を打つておられるか。今度共和党になりまして、前の委員長がこの法案を出すす

きには、こういう考えで出したのじやなかつたということが新聞に出てゐるのであります。そういうような新聞なんかに出ていないところでもつて、この問題が起きてから政府の打つてゐる手を聞きたい。今工業技術院なんかに対して、補助金の関係を少し繰延ばしてやつてゐることはけつこうであります。が、義太夫の文句じやありません。が、一年前にこれをやつたらさういふ敷きはなかつた、これはお役人さん、頭のいいことじやありません。さういふものに対して私は責任制をつたうものかどうかと思ひますが、さういふことは業界は非常に神経質になつておりますから、繊維新聞、あるいは経済新聞にはさういふことはすぐ発表してさういふ手を打つ、あるいはまた工業技術院でさういふ研究をやつてゐる、あるいはまた輸出保険の問題であります。これに對してもさういふ措置をする、さうすれば今後輸出保険なんか積極的に加入して来ると思ふ。この機会にこれは積極的に新聞を通して、今日この問題については業界の関係者は毎日新聞記事を見てゐるのであるから、その点に留意していただきたいと思ひます。

次に六月からちようど春蚕のあがるときでありまして、春蚕の出盛りの月においてさういふ話題が出ますと、製糸業者から養蚕農家に對して買いたたきがありはせぬか、買いたたきをするにはいい材料でありますので、それを非常に恐れるのであります。製糸の増産につきましても、これはわれわれも昨年の国際絹業會議に参りまして、そして絹は一二割安くすれば七、八倍の売れ行きを保証すると言われた。そ

れに對して收穫を上げて、増産をするようにさういふことを各地に演説して歩いたのであります。その結果増産をしたわ、買いたたかれたわといふことになりまます。これはたいへんな問題になる。それに對してこんな事態が生じたときには、養蚕農家のせつかつくの生産の意欲も非常に萎縮してしまふ。營々と苦心して、それで農家の収入が著しく低くなつて行くといふことは重大な問題であると思ひます。が、これに對して、参議院の予算委員會において、大臣は製糸業者が買いたたきすることのないように注意すると言つておられますが、その具体的の方策はどうであるか、これを伺いたたい。

それからさういふ申しましたわが国の重要産業でありますところの、しかも重要な輸出品であるところの生糸、絹織物の育成助長については、ぜひその熱意と信念を通じて恒久的の施策と強力なる推進を期待するのであります。私らのいなかには養蚕農家が多いのであります。が、先般来帰りますと、この問題が非常に広がつておりました。不安を感じてゐる。絹ハンカチとか、またあなたは言わなかつたが、新聞によりますと肌着も除外されるというところが出てゐる。この影響というものは大したことはないだらうと思ひますけれども、絹全部をアメリカが使わなくなつたといふことになりますと、これは非常に影響する。それから御説明を聞いておれば、この輸出の対象となるのは総輸出の何パーセントであります。が、これが生産意欲に非常に影響を及ぼすのでありますから、その点を新聞なりラジオなりを通じて、あるいは各種団体その他を通してそれを徹底さ

す。私はさういふ法案が出て、決して日本の絹系輸出といふものは増額はされても減ることはないと思ひます。が、この点についてひとつ万全の処置を講じていただきたいと思ひます。最後に、将来の予想に属する問題であります。米国の業界の圧迫によつて、この禁止法が、さういふお話になつたセルロース系繊維とか、たとえば人絹スフ、アセテート系のさういふ織物にも波及するおそれがある。さういふかと考へるのではありませんが、その点についてはどうでありますか。さういふ話しましてはマフラーとかハンカチ、帽子、くつ下、手袋、あるいはまた肌着なども、化学繊維その他に對する問題はどうであるか。それからこの問題は、最初これを報道されたとき、昨年一般の養蚕家とか製糸業者はこれにあまり関心を持たなかつた。先般の報道によりましてこれを非常に重大視したのであります。が、この問題は最初米国の化学繊維業界が業者を擁護するために、わが国の特産であるところの絹の輸入に對するところの弾圧ではなかつたかといふ説がかなり強かつたのであります。その後の新聞あるいはその他いろいろな情報、並びに今の説明を聞いてみましても、全然その事實はなく、まづたく生命の危険を伴う懸えやすい衣類の販売を禁止したといふふうになつてゐるのであります。が、さういふ点につきまして、私は徹底して業界及び養蚕農家にもわかるようにしていただきたいと思ひます。時局がありましても、昨年一年間、さういふ重大な問題が起きてゐるのに、これが

今になつて騒ぎ出したといふことは、返すも返さぬ遺憾なことでありまして、中小企業、大企業と言わず、業界は不況の方に日に／＼向ひております。手形の問題一つ考へてみましても容易ならぬときである。しかもこの五月、六月どういふふうな状況になつて行くであらうか、お互いに心配してゐるところであります。従つてこれからあなたの方の役所に相談に来る人たちは、今までは切符を書いてもらつたとか、あるいはたぐさんの配給をもらつたとか、さういふことではあります。が、今通産省に相談に来るのは、すべて真剣に、首をうつかつたかといふ状態に相談に来つてゐる。さういふ状態にひとつ――あなたの部下の人たちは頭がいばかりじやない。よく時局を考へて、相談に行つた人にひとつ親切に指導してもらいたい。ややもすると不遜な態度で、さながら自分は別の役人で、人民とは別にゐると思ふやうな態度がないとは言えないんです。しかもさういふ者があつても、その直屬の上の人が一箇月たつてもその状況を知らぬといふことでは、さういふ行政はできない。私はさういふのであります。次官は通産省には前から深い関係があるのではありませんが、今の状態は実に深刻になつております。さういふ問題について、貿易する人は、やはり何となくも政府をたよりにするのですから、どうかその点に留意して、本問題を有利に、しかもこれに對するところの善処をお願いいたしまして、私の質問を終ります。

○古池政府委員 ただいまのお話くださいました点は、私も一々ごもつとも拝聴いたしましたのであります。この

問題が当初アメリカに起りましたのは、私の聞いておりますところでは、化繊の織物に火がついて少女がやけどをしたということが、そも／＼の原因だというふうに聞いておるのであります。従つて元は化繊から来たものでございまいしうけれども、これが現在絹織物にも適用されるということになつて参つたのであります。アメリカの化繊業者が日本の絹織物の輸入を抑えるために、こういうことを計置したのではないかというの、私はやや考え過ぎではないかと思つております。現在化繊については、もとよりわが国からアメリカへ行くのはきわめて微々たるものでありますし、原因は化繊から来ましたが、ただいまのようなことは私はおそろくないだろうと思つております。それから今後一層／＼と技術指導、育成いたしまして、できるだけ羽二重の風味を害しないで、不燃性をこれに加工するというようなことについて、十分に研究して参りたいと思つております。また応急の措置といたしまして、業者の方々に對して輸出信用保険なり、あるいは金融等につきましても、でき得る限り政府としましては御協力申し上げたいと考えております次第であります。もちろん役人としてまして親切に仕事に従事すべきことは仰せの通りでありまして、私もすべて人には親切に當るべきものだと思つておりますので、省内一般にそういう空気を浸透いたしますように、微力ながら努力して参りたいと思つております。なおそれらの諸方法を講ずるにあたりましては、業界新聞その他に機会あるごとに発表いたしまして、一般の人に早くこれを知つていただいで、

利用していただくということにも心がけて参りたいと思存します。それから養蚕の問題であります。これは仰せの通りわが国の農村にとりまして、非常に重大なる問題でございまして、これにつきましては先般参議院の予算委員会においても、農林大臣からこれに對する所見の発表があつたように承知しておりますが、われ／＼といたしまして、十分所管省たる農林省ともよくお話をしまして、協議をして善処して参りたいと考えております。

○笹本一雄君 今の質問であります。が、大臣が途中から来るということでしたが、来ませんでした。ある機会におきまして重ねて大臣からこれに對する所見を總括的に伺いたいと思つたので、委員長からそういうふうに御座願ひします。

○加藤(清)委員 笹本議員の質問に關連いたしまして、私も二、三の問題についてお尋ねしたいと思つて、実はこの問題は、わが党といたしましては、この席でやるのではなくて、本会議で緊急質問をする予定をしておつたのでございまして、しかるに議進の方で、それでは將來の計画その他についてしつくり行かないだらう、そこで委員会においてよくおつちついて、これに對する対策、將來の計画その他のことどもを研究的にやつてもらいたい、というところで当委員会にまかされたわけでございます。従いましてこれはただ単に十分や二十分の質問で片づけるということではなくして、今笹本さんからもお話のありましたように、大臣にもよくわかつてもらいたい。そのためにはいづれ相当の時間をかけ、大臣も

要すれば外務大臣、農林大臣にも来ていただいで、慎重審議をしていただきたいものだと思つて、今日さしたつて私がお尋ねしたいと思つたことは、ただいまの次官の答弁その他に關連してございまして、この問題は、きのうより始まつたようにお考えのようでございますけれども、先ほどの次官の答弁にもあつたやうでございまして、これはそんなものではございせん。そこで野党ではあるけれども、私の言うことをよく聞いてもらいたい。と申し上げます。

は、この問題はすでにこの委員会において私は述べておる。なぜなれば、數年前にかつて、日本でサンフオライズのこと、云々されました折に、向うのバイヤーから、やがて火のつくような織物については買ふことができないから来ておるのだと申す。そこで私はこの議員になりまして当初におきまして、日本の織物を輸出するにあつては、どうしてもやらなければならぬことがあつた。それは遅れておるところの最終仕上げの部門である。これについて一政府としてどのような研究態度をとるかという形で質問をしておるのでございまして、うそだと思つた。さつたら、速記録を調べてもらいたい。そのときに私はリッブルとか、サツカーとか、エバングレーズとか、あるいはサンフオライズの名前を取上げて、そして、そうしてこういうように織物が進歩しておるが、これは何も組織の問題でなく、織維材料の問題でなく、これは最終仕上げの問題である。織維というものは文化が進行に従つて

進んで行くのだから、十年間も遅れをとつた日本の最終仕上げ部門は、これはつきやとふんどしをしめ直さなければいけないのだ。それでなければ、いくら輸出振興を叫んでみても、輸出振興はできなくなるのだということを申し上げたはずでございまして、ところが何か野党の連中が言いますと、経済的にプラスになることを言うておつても、何か政府のやつておることに反對するかのごとくにとられて、そのときには重きを置いてもらえなかつた。そこでこういう問題が起きて来るのでございまして、私のここで述べますことは、特に織維に關して述べますことは、野党だから政府がやつておることを攻撃するということではなくして、ほんとうに日本の織維産業を振興させ、そして輸出振興に持つて行きたいという心からなる気持ちから、業界で育つた人間として心から願つておることを申し上げておるのでございまして、慎重に聞いていただきたいと思つた。そこで次官は、とにかくきのうきより起つて来たことだ、アメリカの

機として、日本の織維の最終の仕上げ部門の技術を一層向上させるべく努力する気持があるのかないのか。このことは私が再々今まで述べて来たことなんです。その気持ありやいなやを次官から承りたい。

○古池政府委員 私は野党の方であるからどう、与党の方であるからどうという気持はちつとも持つておりません。ことに織維に關しましては、知識経験の深い加藤さんの御意見は、從來から私は非常に尊重して何つておるのであります。お説の通り毛にしまして、縮にしまして、あるいは絹製品にしまして、やはり最後の仕上げというものが一番大事である。いかに材料がよくても最後の仕上げがまずければ、とうていこれは人前へ出せないという結果になりますので、いわゆる染色整理の事業というものは、私は非常に大事なる事業であると考えています。従つて今後これにつきましては、政府といたしまして十分に努力して、できる限りの便宜をはかり、またその助成に努めて参りたいということをここに申し上げます。

○加藤(清)委員 第二点にお伺ひしたいことは、この可燃性織物に關する条例が七月一日から向うで発効された場合に、日本のスカーフ、ハンカチ、いわゆる輕量の羽二重の被害をこうむりますところの金額の量は、国産の絹の大体何パーセントくらいを占めていゝものであるかを承りたい。

○古池政府委員 これはたゞしてどういふものが実際に禁止されて損害を受けるかということは、公式のテストをしてみないとはつきりしたことは申し上げられませんが、一応私も

の方で軽目物にして五匁程度以下のものが問題になるとして調べてみましたところ、絹織物輸出総額の約五〇%、金額にいたしまして三百四十万ドル、それからスカーフ、ハンカチ類の対米輸出総額の約六〇%、五百万ドルがあるいはこの禁止にかかる危険があるのではないかとこのように考えております。

○加藤(清)委員 五〇%から六〇%に至るといふことになりまして、日本の絹の生産者、つまり養蚕家あるいは機場、紡績あるいは輸出商社に及ぼす影響は非常に大きいと思ひます。これはちよつとやそつと、こゝろあたりの座談で済ませることではないと思ひますが、その対策についてはいくら研究していらつしやるのですから何ですが、緊急にお尋ねしたいことがあるのです。それはその法律が向うで上程されて、実施に移されるにあつて、その一部分のスカーフ、ハンカチーフ等について除外してもらう、つまり陳情をしてもらうことについて、向うから運動費を要求して来ているとほのかに聞いておるのでございますが、それはうそかほんとうか。もしそういふことでアメリカの国内において運動費があるといふことならば、私はわからぬでもないのです。五〇%の余、五百万ドルにも及ぶ欠損が生ずるといふことならば、少々の運動費くらいは問題でないであらうと思いますが、これは日本が被害をこうむると同時に、向うのこの取扱ひ業者、これも影響は甚大だと思ひます。先ほどおつしやつておりましたが、これは法律によりまして、輸送から、店頭販売からみんな禁止されるようにございしますが、こうなると

向うの運送業者まで被害をこうむるのでございします。この点一休向うにも持たせるべきであつて、こちらだけが痛めつけられるといふことは、どうも當を得ないと思ひますが、はたしてそういうことがあつたかなかつたか、それはうそであらばまことに幸いでございしますが、一体どのようございしますか。

○古池政府委員 お話の通り、アメリカの絹織物輸入業者も、これによつて損失をこうむるであらうといふことは予測されるのであります。私のただいま仄聞しておりますところでは、向うの輸入業者がこちらの業者に照会をして参りまして、ただいま申し上げましたような、この法令の緩和について、運動と申しますか、法律上弁護士等を雇わねばならぬ。その弁護士を雇う費用などについて、日本側においても負担をしてくれなかつたといふ話が出ています。聞いておられますが、直接これは私聞いたわけではございませんけれども、そういうことは確かにあると存じております。

○加藤(清)委員 この間うち日本は原爆でやられ、絹でやられ、日米通商航海条約が結ばれておつても一方的に痛めつけられて、ノー・ズロースである。そこでこういう問題が再々向うから起るといふやうなことになるれば、一寸の虫でも五分の魂で、報復手段をとるといふことも考えられる。もし政府にして腹があるとするならば、こんなことはすぐとれる。米綿の借款問題その他で、もうわしの方は米綿をもらわなくても、エジプト綿と印綿を混綿すれば、幾らでもいいものをつくれますからといふやうなことで声をあげるだけでなく、これは向うの綿業者にとつて

は相當な打撃になることは事実でございします。そこでそういうことをこの委員会では決議するなり何なりすれば、向うには大きな影響を及ぼすと思ひますが、それは降車に向うかまきりだと思ひます。考えになつて、だめだと思ひます。か、ないしはだめなればこそ、いつもいつも痛めつけられてノー・ズロースでしんぼうしようと思ひておられますか、その点どうですか。

○古池政府委員 ただいまお尋ねの点は非常に重大な、また微妙な点でございまして、この問題はよほど広くかつ深く考へて、アメリカとわが国との間のあらゆる国際的な問題を十分検討して、その利害得失を勘案した上でなければ、簡単にこの問題だけで報復云々といふことは、少しまだ早いのではないかと。私も今のところさうなことは考へておりません。

○加藤(清)委員 それでは最後に輸出振興、特に繊維の輸出振興について政府の態度をお尋ねいたします。さきに申し上げましたように、この最終仕上げの問題を研究すると同時にもう一つその輸出振興に欠けている点があるかといふこと、その点やうな気があるのかないのかという点によつて、あなたのおつしやる輸出振興はから念仏に終る、こういうことになるわけでありまして、そこでお尋ねしたいことは、日本の繊維を向うへ輸出した場合に、よくクレームがつく、そのおかげで日本の商社は年がら年中痛めつけられているわけでありまして、これを早急に直す手はないものかと私はいろいろ考へてみたところ、あるのです。私が向うへ行つてみてよくわかつた。それは向うへ行つて

心得、向うの人とダンスをやることだけはいくく心得ておられる方がいるけれども、この繊維のことについては、技術的に知つてゐる人がほとんどおらぬ。一体だれがそれを担当しているかといふと、日本の商社の代表者がその部門を担当しているといふことで、みんな片手落ちなんです。商社の人では、外交権力が少ない。従つて向うとやり合うときに、いつでもいられる。片や技術のことを知らぬ。そこで海外公館に派遣する場合に、通商省で修業した人を外交官の中に入れて送ることが、手取り早い一番いい方法ではないか。それが万全の策ではないけれども、さしたつて当面の問題を解決するにはいい方法ではないかと心得ておりますが、さうなことは及ぶもつかぬことであるとお答へになるか、この点。

次に、他の国の輸出と日本の国の輸出とを輸入国に行つて比較してみますと、インドにおいても、パキスタンにおいても、どこでもよろしいのでございします。日本との違いがどこにあるかといふと、向うのごとき輸出先進国は、サービスが非常に行き届いていて、機械にでも商品にでも、何にでも、技術屋がついて行くんです。そして機械のすえつけから、運搬から、能率の上るまでちゃんとついておつて指導をする。その間にその機械の宣伝をじやん／＼やる。商品でもまた同じでございします。日本の製品はこういうところが悪いと盛んにやる。国際会議でもさうでした。私はたまになくなつたから、いいところを宣伝しましたけれども、向うの方が先に宣伝が行き届いている。これについて、今後輸出振興をはかられます場合には、やはり

際法だけをよく勉強した人のみを送つて事足りると思ひていらつしやるのか。あるいは将来、いや今日でもうすでに見本市が開かれようとしておりますが、こういう場合にほんとうに修業を積んだ者を商品なら、機械につけてやるだけの御用意があるか。もしありとすれば、日本の絹についてももうと早期に知ることができたでございします。うし、打つ手も早くできたでございします。

○古池政府委員 今回の絹織物に関する情報の入手が遅れましたことは、重ね／＼遺憾に存じております。そこで在外公館に對しては、外務省の官吏ばかりでなく、通商省においてその道の勉強をした者を派遣したかどうかというお話でございしますが、まことに仰せの通りと存じます。現在、かつて通商省においてそれ／＼の産業部門について経験のある人たちが十七名を外國に送つてゐるのでありますが、数から言ひましてこれではどうも足りないもので、今後できる限り増加して参りたいと存じております。なおそのほか貿易振興所その他の施設も拡充して、できるだけ今お話のやうな對外宣伝の線は拡充して参りたいと思ひの外ありません。ただ通商省にいたる者として、特定の専門の部門に當つては、やはり民間にいてその事だけに三十年も四十年もかけてやられたほんとうの専門家にはかなわないと思ひます。でありますから、外國におられるやういふ民間の方々とも十分連絡をいたしまして、そういう人たちの知恵も借り、また政

府機関としてやるべきことは十分やり、相協力して輸出振興のために一段と努力をして参りたいと考えている次第でございます。

○齋木委員 関連して。私は今の問題は、日本の輸出振興に關して重大な問題だと思ふ。通産当局が、繊維に關する認識の点について、他山の石とし、また頂門の一針としてお考え願ひたいと思ふ点を申し上げておきます。

私どもの県におきましても、輸出産業、織物に關しては重大な関心を持つておりますと同時に、技術の点においてもそうでありませう。アメリカは重目羽二重に対しては、輸入の必要がないまでに發展していると同時に、そういうことに関心を持たない。ということ

は、今日ではアメリカが日本の産物を輸入する段階が克服されて、輸入する必要がないまでに、生産技術においても向上して来ている。その一環として現われて来たのが、この産物輸入の禁止である。私どもは考へてゐるので、これは大きな問題である。日本の輸出産業に對する問題であると同時に、織物の輸出というに對する障害が、アメリカ本国においては、薄物の三匁、二匁というような織物は、もう生産技術が日本より以上に發達して來てゐることを裏書きするのでありまして、この認識が足らないから、そういうおそろそかなことにもなるし、一大失態を來すものであると私たちは考へてゐる。この認識がどうあるかをまず承りたい。これは大きな問題だと思ひます。

○吉岡政府委員 ただいまお話の点、やや私どもの調査が不十分の關係かと思ひますが、私どもの調べました範圍

におきましては、どちらかと申しますと、軽目羽二重の方は工賃が割高になり、また關係上、労働賃金の高い国においては採算上不利だといふような關係もございまして、現在においてもアメリカに輸出している軽目羽二重はほとんど日本の製品でございます。それからスカーフ自身にいたしましても、これはさきわめて最近のことでございますが、今から七、八年前ごろまではアメリカの国内産に對して日本からの輸出割合が二割程度であつたのでござい

ますが、最近割合が増加して参りました。現在におきましては、逆に日本からの輸入品が九割近く、六年くらいの間には關係が逆になつて來ております。それでこれは一つは流行の關係等もあるかのように聞いておりますが、アメリカの方では御承知のようにふちを機械でかがつてゐるわけでありませうが、現在にはほとんど手縫きのものかわりつつある。従ひまして工賃の關係等で、日本からの輸出が急激にあつて來てゐるのでございませう。いづれにいたしましても、軽目羽二重の輸出につきましては、今後ともきつめて重要な輸出品であるといふ考へのもとに、できる限りの振興策はとつて参らなければならぬ、かように考へておる次第であります。

○加藤（清）委員 それではお待ちかねの大臣が見えたやうでございます。この問題は保留いたしましたして、新議事を進行されんことを望みます。

○大西委員長 次に貿易に關する件について調査を進めます。質疑の通告がありますからこれを許します。加藤

○加藤（清）委員 大臣は参議院の予算委員会に出席のため、ほんのわずかな時間しかないというお話でございませうが、通産委員会は日本の通産行政をいふ／＼と審議しておるのであるから、大臣はもう少しこの委員会の意見を重視せられ、そのためにはもつとこちらに重点を置いて出席をしていただきたいと思ひます。私のあとにまだ多数質問者があるやうでございませうからして、私もできるだけ時間を節約して質問をいたしますから、大臣の方でもひとつなるべく問題の焦点をはずさないで明確に御答弁願つて、わずかな時間でありませうならば、できるだけ有効に使へるやうにしていただきたいと思ひわけでありませう。

そこで私は、本日はMSAの援助に關する経済問題を主として通産大臣に御聞きしたいと思つておりますが、MSAの援助の問題が日本の国会において取上げられてから、いふ／＼の議論が行われてゐる。国会側の要果としては、もちろん全部ではないでございませうが、できるだけこの援助が日本の経済の自立に役立つものでなければならぬ。それでなかつたならば、この援助は受けるべきではないといふ意見が盛かつたのでございませう。それに對して政府としましては、MSAの援助は経済援助を伴うものである。またできるだけそのための努力をしなければならぬ。そしてその結果としては、朝鮮特需の減少をカバーすることができるようにならなければならぬ。そうするつもりであるといふやうな答弁をしばしばして來られたのでございませう。ところが今回成立したこれは、MSA援助の協定に付随する

経済援助であると政府は言つておりますが、協定を見ますと、これを経済援助と言ふにはあまりにも僅少なものであるといふ判断をせざるを得ないのでございませう。

（委員長退席、山手委員長代理着席）この点については、昨年池田特使並びに現在の通産大臣がその当時大藏政務次官として特使の隨員として行かれた際にいふ／＼な折衝が行われて、その当時行われた折衝の内容が今日MSAの援助となつて現われて來ておるといふやうに私どもは見えておるのでございませう。私は、ただいまここで表面に現われた経済援助の問題を繰返して聞こうとするものではございませう。あなた

が隨員として行かれた池田特使は、吉田総理の個人的な代表であつたやうでございませう。しかしこれはMSA援助の基礎をなすものでございませうからして、その際いふ／＼な折衝が行われた過程におきまして、経済援助に對しても、いふ／＼な話が出ておるのでございませう。それらのものが今後どういふ形で現われて來るか、あるいはまたそういうものは一切なかつたのかどうか。私どもの聞くとこ

ろによりまして、池田特使が四週間の長きにわたつて折衝された内容は、一に経済援助の問題であつたと聞いております。その点をひとつ率直にお尋ねいたします。このMSAの援助は現在はずかかなものであるけれども、將來大きなものになつて發展するかどうかといふやうな点について、お答えが願ひたいと思ひるのでございませう。

そこでまず第一にお聞きしたいこと

は、現在この協定の中に現われたものは、五千万ドルの小麦の買付が行われ、その中から一千万ドルだけ直接援助の形になつて現われて來ておるわけ

でございませうが、これ以外に何かMSAの援助を受けることによつて、間接的にこの日本の経済援助となるものがあるか、あるいは経済の自立を助ける

ところのものがあるか、こゝういふやうなことに對してはお伺ひしたいと思ひます。

○愛知國務大臣 MSAの問題につきましても、これに關連して昨年の秋のいわゆる池田ミッシンソンについてのお尋ねがございませうが、これはいわゆる池田ミッシンソンと、それから当時の私自身の資格とは必ずしも一体でないのであります。しかしながら私の知る限りにおきまして、池田特使としては、その当時日本とアメリカと両方の會議に出席いたしました者の共同コミュニケ

を發表してありますが、それに結局その話は尽きるものであるといふやうに私は思つております。ただ私は私なりに、その当時におきましていふ／＼な調査なりあるいは研究なりをいたして参りましたから、必ずしも池田ミッシンソンとしての立場だけでなく、私個人としてのいふ／＼な見解も當時持つたわけにございませう。それと今回のMSA協定の關係というやうなお尋ねでございませうが、大体その当時から予想され、あるいは私の目に映りましたやうなことが、だん／＼兩國の正式機關の間に話合ひが進んで参りまして、今日のMSA協定案になつておるのだと思ひるのであります。

その次に簡単にいふお尋ねでありませうから、簡単に申し上げますが、M

SAの今回の協定と、それ以外にどう
いう経済援助が考えられるのかという
お話をさせていただきますが、これは一日に申
しまして、例のランドル委員会の報告
にも現れておるうちに、あるいはア
メリカの官邸筋のいろ／＼な演説や議
会での証言などにも現れております
ように、一般の問題として、アメリ
カ政府としては、暗黙的な意味の経済
援助というものは考えないということ
が基本的な考え方になつておるよう
でございます。従つてMSAの内容をな
すものについては主として軍事援助で
ございまして、それからその他の
経済援助という面につきましては、い
わゆるオフ・ショアをできるだけ多
くすることとか、あるいはまた前々から
の懸案であります外資の導入というよ
うな問題とか、そういうような面にお
きましては、MSAの協定が調印され、
実施されるという新しい事態の
起りました以後におきましては、従来
よりも話が楽になるという一面は
期待されると思つてございまして、
今具体的にどれとこれと申し上げる
ところまでは私も材料を持つておらな
い、これが真相であります。

○加藤(鐵造)委員 MSAの援助を、
アメリカは日本に関する限り軍事援助
を一本として考えており、経済援助を
あまり考えておらないということをお
つしやいました。これはもう初めか
らわかつておるので、池田君にしても
あなたにしても、国会の総意あるいは
また国民の輿論にかんがみて、この中
にできるだけ経済援助を盛り込ませな
ければならぬという考えで、その交
渉をするために行かれたものと私も
は解釈しておりますし、またその当時

の言論機関もそういうふうな報道をい
たしております。そうしますと、結
果として、池田特使がわざわざ行かれ
たにもかかわらず何ら見るべきものが
なかつた、結局はアメリカの方針通り
押し切られたということになると思
いますが、あなたは池田特使とは別の使
命を帯びて行つたと言われますが、あ
なたの行かれた使命もそういうところ
にあつたのではないかと、その点につ
いても一度承りたいと思つておるま
す。

○愛知(國務)大臣 私が参りましたのは、
その当時の閣議決定もございまして、
日米両国に關係のある経済的な問題等
について調査をするというふうな役目
で参つたわけでございます。従つて
私はMSA協定それ自体についての折
衝等も何らやつたことはないものであ
りますが、先ほど申し上げましたよう
にいろいろ調査をし、あるいは先方の
人たちの意見を聞くということそれ自
体は、こういう問題についてもあるん
密接な關係にあつたわけでありま
すが、私はMSA協定それ自体の折衝
についての権限を付与されて行つたわ
けではございません。それから池田特
使が行つて何もできなかったとやない
かというお話でございますが、これは
見方によることでございまして、そ
れぞれの見方によつて批判が違つたろ
うと私は存じます。ただ当時いろいろ
報道機関などにも伝えられておられ
たように、必ずしもアメリカ政府全体
の決定的な意向というのではなかつ
たのでございまして、少くとも一
部の国防担当關係などの人たちの間
には、非常に急速な、非常に大膽な、
たとへば地上兵力の増強というふうな
ことも考えられておつたようでありま

すが、そういうことは別個に、私の
私見をもつていたしますれば、今日日
本側で自主的に計画したし、予算がす
でに衆議院では通過いたしておられ
が、いわゆる保安庁の自衛力増強計画
というふうなものが、日本の立場から
いつてまことにリーズナブルな程度に
とどまつたというふうなことは、これ
らに關係をしてひとつ御判定を願ひ
たい、かように考えております。

○加藤(鐵造)委員 アメリカの日本に
期待する龐大な軍備拡張計画を押え
ただけでも効果があつたとおつしや
いますと、池田特使なり、今あなた
は別だとおつしやいます。日本側が
もつと積極的な経済援助を懇請しよ
うという意向で行つたところが、向う
のいわれる日本の自衛力増強計画があ
まりにも大きなものを持ち出したので
結局こちらの要求を強く主張すること
ができなかつたので、三十五万を十八
万とか十六万、十五万というふうな
うに切下げさせるのが関の山であつた
というふうな聞いております。そこで
私はこの日米共同コミュニケに現われ
ております問題について一応承りたい
と思つていますが、まず中共貿易の問題が
取上げられております。コミュニケの
中にはあまり具体的には出ておりませ
んが、これは向うからいろいろと強い
要求が出たのを欧州並にするというこ
とについての了解を得たというふうな
この間発表されておりますが、この点
はどうか。そうしてもしそういうふう
であるといふとすれば、これは今後
いかなる方法において実現されるか
という問題が一つございまして、それ
からもう一つは、ガリオア援助の債権の確

認の問題でございますが、この池田特
使とロバートソン氏との話合ひの問
題に、ガリオア援助を債権として確認
するという話がついた、こういうふう
にいわれておりますが、はたしてそう
あるかどうかという問題。そうなりま
すとこれも今後どういう形で現われて
来るか。言うまでもなくこれは日本が
正式の借款として借入れたものでも
ございせん。国会で決議をして借入れ
たものでもございせんので、今後ど
ういう形でこれが具体化されるか、こ
ういふ問題。それからまたこの共同
コミュニケの発表と同時に、アメリカの
政府筋で同日発表しておるところによ
りますと、日本に対する特需七億五千
万ドルを維持するであらうというふう
に発表されております。

〔山手委員長代理退席 委員長着席〕
これはコミュニケの中には現われてお
りませんが、アメリカ政府筋が同時に
発表しておるところを見ますと、当然
話合ひの中にも出て参つたのではない
か。非公式の話合ひというふうなもの
もあつたのではないかと、今思つて
いますので、この点について承りたい
です。その内容としては、朝鮮復興特需
の買付の問題、あるいはまた東南アジ
アの後進国開発計画に基づく買付の問題
等がおもなるものではないかと思つて
います。もちろんその間にアメリカの駐
留軍が日本において買付けるもの等
もございまして、そういうものを含
めておそろく七億五千万ドルという数
字が出て来たのではないかと思つて
います。これは知らぬとおつしやらない
で、もし話合ひに出ておるものならば

お話をしたいと存じます。
○愛知(國務)大臣 まず第一に中共の問
題でございますが、これは今私にこ
こにコミュニケを持つて来ておられ
で、正確な文章を忘れまいしたけれ
ども、この日本が中共との貿易を促進
したいというところは、日本側としても非
常に希望であり、アメリカの會議の出
席者はアメリカの立場を述べた。しか
しともかくもこれは兩國の正式の政府
係關の間で、必要ならばまた話合ひを
しようじやないかというふうな趣旨で
あつたと思つてございまして、この
問題についてはその會談の席はともか
くといひまして、あらゆる機会に日
本側としては中国との貿易も大いに促
進しなければならぬのだということ
の必要性なり、あるいは日本国民のこ
れに対する考え方等を説くのに私は努
めたわけでございますが、それらにつ
いては日米間に必要があるなら、ま
た正式のいわれる外交關係等を通して
の話になるのであらうと私は思つて
あります。そういう氣持がそのコミ
ュニケの上に出ておるのであります。
それからガリオアについては、今御指
摘の通りでございます。日本側とし
ては、總理以下しばしば答弁いたし
ておりますように債務と心得ておると
いうことは申し上げておきまされど、
しかしこれが法律的に日本の債務とな
つておるわけでもございせんし、ま
たそうするということが必要である
という事になれば、当然國會の議決を
経なければならぬ問題だと考へるの
であります。この問題については、こ
れもコミュニケの文句を正確には記憶
いたしておきませんが、要するに東京
でもつて話し合つてみようじやないかと

いう提議があつてこれに應じたということになつておるのであります、その後政府としてのその後の進み方を私は全然存じておりません。すなわちいふやうな方式で会談を始めようといふやうなことはまだきまつていないものと了解いたしております。それからもしそういう話合いが先方の希望で始まるというやうなことになるば、それはそういう新しい事実を基礎にいたしまして国内の手続その他を考へなければならぬものである、こゝういふやうに考へております。

それから特需七億五千万ドルのお話でございましたが、これはそのコミニケの発表された同日にこういう発表が出たのであつたかどうか私は記憶がないのでありますが、しかしコミニケにはもちろん出ておりませんけれども、先般来当委員会が現在の状態においても私が力説して御説明しておりますように、昨年一年間の、あるいは三十八年度の実績から申ししましても、八億ドル前後の特需があるわけでございますが、二十九年年度においては七億六千万ドルというものをわれ／＼として

は計画をいたしておる。輸入計画の積算の基礎としては大事をとつて五千万ドル、これから低いところで輸入計画は立てておきますけれども、私どもとしては八億ドルくらいまでとりたいたいものであるというふうに考えております。あるいはそれ以上にとらなければ日本の国際収支は安泰でないというふうに、今もつてこれは大いに重点を置いて考えておることでございますから、以前私どもが滞米中におきまして、とにかく日本が特需などによらないで、どうしても自力で国際収支の改

善をするという努力は一方において非常にしなければならぬけれども、差向きこそ一、二年の間はとにかく外貨の収支の状況からいつてもこれはぜひ頼みたいところであるということには率直に訴えもし、説明にも努めました。大體原則的にごもつともだ、自分らとしてもその日本の國際収支の均衡計画にいつてはできるだけの協力を惜しまないという発言の中に、数字なども非公式の会談でございますから、自然責任を持たず数字が出て来るわけではございせんけれども、今おあげになりまして七億五千万ドルよりもつと多い数字が、そういうところの話題にはしばしば出ておつたことは事實でございます。私どもはそれをさらに分析して、どういふふうなことにこの内容がなるのであらうかというようにすることに、ついても、ずいぶんと検討し分析をしたいと思つたのであります。それらの検討は必ずしも私どもとしても十分な成果を上げることができませんでした。抽象的に申しますと八億ドル前後という話はしよつちゆう出ておりまして、

○加藤（鐵造）委員　特需の内容についてはまたあとで質問をいたしますが、そこで簡単でしたが今までの御答弁から判断いたしましたも、いわゆる経済の面においては大した期待は持てない、こういう結論になるようでございます。そこで私はあらためてお尋ねしたいことは、昨年の六月二十四日にMSAの援助を受けようという腹をきめたと政府は言っておりますが、とにかくそのとき政府がアメリカにMSAの日本に対する援助の方針について問い合わせたとき以来、日本の経済の安定

が先決要件であるということに至るところに言つておきますと同時に、いろいろな文章の上に現われております。たとえばアメリカの回答の中にも、まず日本の経済が安定し、発展することが先決要件であると考えるというふうな回答しております。こういうことを言つてもいいという質問をこちらからしたためであらうと思ひますが……。この文句から考えますと、現在の日本の経済が安定しておるからいわゆる防衛力の増強計画が立てられるという意味なのか、あるいは日本の経済を安定させるために経済援助が必要であるという意味なのか、外務省関係の方がおいでになりませんか、あるいはこれは質問することゝが無理かもしれませんが、あなたはこのときの回答の文章からこれをどういうふうに判断されるかということとをまず承りたい。

○愛知國務大臣　その回答の文章の文理上の解釈がどういふふうになるかということは、別に外務省筋からお答え申し上げた方が妥当であると思います。私はそれとは離れて、考え方の基礎でございしますが、私は何としても日本の経済自立が確保される、日本の経済が安定するんだということが前提であつて、その上に初めて防衛力の増強ということが考えられるのである、私とはかように考えます。従つて一面において日本の経済自立を達成するために必要な援助ができるならば、これは外国からもらいたい。そうかといつて、それに對していろ／＼なひもがつくことは困ることは申し上げるまでもないと思うのであります。同時に日本経済の安定が第一だということ、日

本自体がやるべき自衛力増強も、そのテンポなり規模なりは大きなものであつては困るから、またさらにその次にそういう考え方から適当な規模の大ききさのいむゆる防衛力でございまして、それをつくるために援助がもらえれば、これもまた当然に期待したいというところであります。その相互の関連はかなり複雑な態様になると思いますが、基本的な考え方は、私は経済自立が前提だということに間違いはないと思ひます。

○加藤(鐵造)委員　今回のこの協定の前文の中にある「日本国のための防衛援助計画の策定に當つては經濟の安定が日本国の防衛能力の發展のために欠くことのできない要素であり」というような、こういう文章の解釈について私は明確にしなければならぬと思ひますが、外務當局でなければ答弁できないとおつしやれば、これは後の問題にいたしますが、今大臣が、經濟の安定がやはり先決の要件であるということ、は明確に答弁されました。これは、だれが考えてもその通りであると思ひますが、さうすると日本の經濟は安定しているかどうかという問題になつて参ります。日本の經濟が今安定していると考ええる者はだれもございません。ますます不安定な状態になりつつある、日本の經濟は悪くなりつつある、これはだれしも考えておるところでございます。そうすると經濟援助がほとんどない。少くとも今回の協定によつては經濟援助というものはほとんど生れて来ない。一千万ドルといういわゆる贈与以外にはほとんどないのだ。あとは日本がいろいろと期待しておるだけであるということになりますと、

私は今回のMSAの援助というものは、アメリカから強要されたために、この先決要件である日本の経済の安定がないのに、いわゆる防衛力の増強を急がなければならぬ立場に追い込まれた、こういうことになると思います。その点について大臣はどうお考えになるか。私は経済の安定しない前に日本の防衛力を今日以上に——現在でも日本の実力不相応なものであると考える。むしろその前にもつと経済の安定をはからなければならぬと考えるのであるが、さらにこれを増強しようということは一体どういうことであるか。今答弁されたところを見ると、結局あなたは安定が先決の要件であると考えながら、経済の不安定のままに防衛力の増強を今日やらなければならぬことになったという具体的な事実がMSAの援助によつて現われておるが、この点はどういうふうにお考えに

なりますか。

○愛知國務大臣　その基本的な一つの問題の取上げ方について、私は率直に申しまして、大分お尋ねの点と私の考えとは違ふように思うのでありますが、経済自立ということがあくまで第一義であるということは、私は何べん申ししても間違いないことだと思ふ。しかしこれがかくのごとくなつたならば、そのときに初めて自衛力ということを考えるのだというのは、私は同時に間違いだと思ふのでありまして、私は独立国である以上は、その分に相應した、また逆に言えば、国民経済に対してこれ以上不当な圧迫を加えない限りにおいて、みずから守る力を徐々にではあつても持ちたいというのが私たちの基本的な氣持でございます。従つて

私はどういふ客観的な公式ができるかわかりませんが、一つの経済安定がこゝまで来る間は、一つも防衛力を持たないのだという考え方は、私はとりたてないでございませう。そういう考え方から参りますと、先ほども申しましたように、経済自立を自己に對しての経済的援助というものがあれば、望ましいというものはもちろんでございます。それから第二には、国力がまだ十分ではないのでありますから、その間にどういふところの自衛力の増強については、これに對しても日本国民の経済負担にならないように、相当の部分が援助できればこれもまた一つのうけではないか、こういうふうな考えでございませう。さらにその第一の経済自立に對する援助ということとは、これはアメリカの経済の現状から申しまして、あるいはもつと抽象的な議論から申しまして、一体経済援助というものをどういふことをいうか、他国が考へてくれるものでもないのではなからうかと思ひますし、もしかりにそういうことがありしした場合におきましては、先ほども申しましたように、いろいろのひもがつくというふうなことは、これはできるだけ避けなければならぬというところも考へたいと思ひのであります。私は、なるほど今度のMSA協定を自己から来るところの経済的な問題は、しばしば御指摘がございましたように、五千万ドルの過剰生産物を日本の不況対策として入れて来るということ、その価格が初め予想されたように高くないということ、外貨を使わないでこれだけのものが入るといふこと、それからその中の二割が贈与になつて、防衛生産その他

に對する金の手当ができるというふうなことを、そういう意味からいつて、この点は、私どもの考え方では有利なところだと思ひますが、それ以外に何もないではないかと仰せになるかも知れません。しかし一方におきまして、わが国の産業に對しての域外の買付がふえるというふうなことは、そのほかに一般産業に對する発注も期待できるようにと思ひますし、また先ほども申しましたように、コモーション・ペースのものではあつても、両国の雰囲気非常に友好的になるというところであつても、米側の銀行その他からの資金の導入、ということも、現在までのところよりは、いろいろ話し合ひが具体的に進み得る可能性があるのではないかというふうなことを考へ合せますと、私はこの協定に伴う経済的効果というものは、相當なものがあるというふうな考へてゐるわけでございます。

○加藤(鐵造)委員 いろいろな協定やとりかへした文書の解釈については、議論してゐることも長くなりますし、外務省の關係の方もおいでになりませんか、やめたいと思ひますが、今大臣がおつしやつたような考へ方ですと、私はこの協定の中に、ことさらに「経済的安定が日本国の防衛能力の發展のために欠くことができない要素であり」というふうなことを入れる必要がない。経済的許す範囲内でやるといふことを書けばいいのであつて、外国の文書といふものはまづいろいろいふものであるから、こういうことになるという見方もあるいはあるかも知れませんが、私どもは、私どももこの点納得できない。これは国民をこまかした文句である。

いかにも経済的な援助を考へてゐる、いわゆる日本の自立経済の達成という点に重点を置いてゐるというところを、言葉の上でこまかしたにすぎないのではないかと私は思ふ。おそらくはかの人の受ける印象も、そういう点にあると思ふのでございませう。その点について一体それはどういふことか、この条約上の考へであるかどうか。この条約上の解釈は外務省にまかせると言われましても、大臣は一体個人としてどういふふうに考へられるかという点を、もう一度承りたいと思ひます。

○愛知國務大臣 先ほどの考へと同じことを繰返すだけで、まことに恐縮であります。経済的安定ということも、そのもとで自衛力の増強というふうなものを考へる場合に、その基礎として絶対に考へなければならぬことであるという考へが、私はここに於いては、考へてゐるものであります。必ずしも経済的援助をやるから自衛力を増強させる、そういうギブ・アンド・テイクの考へが、出てゐるものではないか、いや、なからうか、こういうふうな思ひます。

○加藤(鐵造)委員 そこで麦の輸入買付の問題ですが、これが非常な日本の経済援助になるというふうな宣傳、あるいは政府もそういうことを言つてゐるやうであります。私はアメリカのでき過ぎた小麦を、いわゆる世界的な価格で買つたに、これが非常な手柄であつたといふやうなことを言われるのは私の方として迷惑しごくだといふふうに考へるものでございませう。もしこれがもう一歩進んで日本に對する援助といふやうなことを考へたならば、米國はパキスタンに對しても七十万トンといふやうな小麦を無償で与えてお

る。そういうことを言つて、日本は獨立國であり、またいわゆる日本の建前からいつても無償でらうといふやうなことは、とういふやうなことをおつしやるかも知れませんが、しかしながらこの買付代金の中の一千万ドルが贈与せられるといふことを、非常に誇大に、経済援助であるといふやうに言つておられるところを見ると、必ずしもそういう考へでないわけですが、とにかく私どもはこれが非常に大きな経済援助であるといふふうには思ひません。そこで一千万ドルの金は日本の工業生産及び潜在的経済力の發展を援助する目的で農産物の購入のための資金にこれを充てたのでありまして、日本の兵器生産の資金としてこれを使うといふことでございませう。私どもはここに現れた、また言葉の解釈になります。工業生産及び潜在的経済力の發展というならば、兵器生産に限られるべきではない、むしろ兵器生産といふものを日本でもやる必要を認めるとして、日本の工業全体の基礎を固めるためにこれを使うべきではないか、いわゆる兵器生産にのみ重点を置いて工業力の發展をはかるといふことになりまふと、日本の経済は非常に危険な状態になつて来る。たとえ日本産業業のように兵器生産に重点を置いたために常にその企業が不安定であつて、遂に倒れてしまふといふやうな一つの事実もわれわれは見えておる。なぜこれはこの言葉の通りに日本生産力の發展のために、あるいは潜在的経済力の發展のために、兵器産業といふことに限らずにそうした基礎的なものに使うように交渉されなかつたか、こういうやうな点について承りたい。

○愛知國務大臣 この条文は、御承知のやうにいろいろ話し合ひの結果、両國の代表者間においてこの字句を練りまして、どういふかつこになつておるのでありまして、その一つ一つを日本だけの頭で見ますと、こういう表現よりは、こういう表現がよかつたといふやうなことも私はあると思ひます。これは率直に認めます。しかし基本的な考へ方は、これは防衛産業に使うことに限定されてゐるわけでもございませう。一般の工業力の増強に使うといふことはもちろんこの協定から出て来るわけでもございませう。しかしこゝでは、現実の問題として私どもは、たとへば先ほど申しましたやうに特需に對して相當の期待を持たざるを得ない状況である。それからたとえば保安庁におきまして二十九年度にある程度保安庁自体が必要とする裝備等を國內でつくらなければならぬ。そこで保安庁自体の發注の確保なもの、あるいは特需の面からいつてこれだけの設備があれば特需がとりやすくなるというやうなもの、それが具体的にいふやうな設備資金として現在の資本の蓄積力では足らぬ、かように思ふのでございませう。具体的に現在考へますと、そういうやうな面からいつて有利であるといふものもございませう。また政府部内では、この千ドル相当額の使途については、つきりした結論を得ておりませんが、協定自体とすればこれは幅の広い考へ方で行ける、しかし実

際具体的な問題となりますと、いわゆる防衛支持的な工業関係に現実の問題としては比較的多くのものをさいていたたかなければ、今の特需の計画などの遂行が十分にはかならない、こういうふうな考え方を持っております。

○加藤(鐵造)委員 時間がないので、すからできるだけ簡略にいたしますが、それは必ずしも兵器生産に限って使えというひもがついておるのではないとおしやいます。それからもう一つついでにこの問題について承りたいことは、残余の一千万ドルの日本に對する贈与であるが、残余の四千万ドルの使途でございます。これはアメリカがかつてに使うものでありましようか。この点について何らかの話し合いがあるのかどうか、これは日本においてアメリカが使う金であるけれども、日本において物資を買い付ける場合においてのみ使うとか、あるいはまた東南アジアの域外買付等に対しても、この資金が使われるのかその点承りたい。

○愛知國務大臣 この点につきましては、も正確にこまかいデータは私どももまだ入手しておらぬのでありますが、確實な連絡として受けておりますことは、今後今年の六月末までの米國會計年度分におきまして当初からの予定として伝えられておりました五千五百万ドルのいわゆる域外注文、これは約六千万ドルということで、六月まで注文ができる。これはドル払いでございます。それにプラスいたしました四千万ドル相当の円でもって日本国内で支払われるところの域外注文に充当する、こういう計画でやりたいということ、は、關係筋から私の方へも直接あるいは間接に連絡を受けているわけでございます。

○加藤(鐵造)委員 そういたしますと、この農産物買付の額というものは、今後増額される見込みがあるのか、あるいは贈与の額についてもそういうことが考えられるのか、これを承りたいのであります。

○愛知國務大臣 ただいままでに御答弁申し上げましたのは先般の五千五百万ドルの協定について申し上げたのでございます。実は御承知のように、今年の一月にアイゼンハワー大統領が、今後約十億ドルの過剩農産物を処理することに關連して、今後三年間の對外援助計画をつくるというのを發表しておりますが、このアメリカとしての計画の對象の一環には向うの考え方として日本が入つておることは當然だろふと思ひます。通産省としてまだ正式に外國側から何らの通報を受けておりませんけれども、私どもとしては、この問題については慎重にあらゆる条件、あらゆる場合を想定してみる。これが多く入ればそれだけいいといつたような單純な問題ではないと思ひます。で、これに對するわが方の考え方、その中に參考にしたい通産省あるいは經濟審議庁としての考え方というものを現在慎重に検討いたしまして、政府内部の意思の統一に備えておるような次第でございます。

○加藤(鐵造)委員 私は実はMSAの援助によるところの防衛力の増強と經濟自立の關連についてもう少し具体的に質問したいと思ひましたが、時間がございせんので、しり切れとんぼのごいふ質問でありますが、これでやめますけれども、私はこの際一言したいことは、自立經濟と防衛力の増強という課題が、吉田内閣の從來の終始一貫した方針であつたと思ふ。そこで私はこのMSAの協定の問題——結ばれたこの協定の内容を見ますと——いわゆる自立經濟に役立つものが非常に少いといふことになる。大臣はいわゆる防衛力の増強、いわゆる自衛力の増強は、これは獨立國として必要なことであるからやらなければならぬとおつしやる。しかしながら吉田内閣の從來の方針は、自立經濟と防衛力の増強を一つの一貫した切り離すことのできない課題として、そういう方針をとつて來られた。そこに、從來の方針に大きな矛盾があつた。この点について、私はな具体的問題について、承りたいと思ひましたけれども、MSAの援助と離れる問題になつて参りますから、これは後日に譲ります。

○愛知國務大臣 ただいまの加藤さんの御要求、承知いたしました。ただ、先ほど私あまりぎつくばらんに申し上げたのですが、八億ドルあるいはそれ以上というものは、私の希望でありまして、政府の計画としては、先ほど申し上げたように七億六千万ドル、あるいは輸入のものになる計画としては、七億一千万ドルというふうな二十九年度見えておりますから、その内容を差上げることになります。

○大西委員長 次に川上君。川上君に申し上げますが、今參議院の予算委員會から大臣に早く来てくれという要求が來ておりますので、お約束を十分ぐらいてしていただきます。お願い申し上げます。

○川上委員 突はMSAの問題について、ことに經濟問題に關連していろいろ聞きたいことがあるのですが、とても時間がなくて、きようは聞かせません。先ほどから加藤委員の質問に對して大臣が答えになつておるのを聞いていても、アメリカに對する考え方、われわれと相當違ふことが明らかになつて來ました。そこで私は、直接MSAに關係いたしません、通産大臣の御意見を少し聞いておきたいと思ひます。時間がないので、質問をまとめたいしますから、あとで簡略に要點だけをまとめお答えを願ひたい。

第五福龍丸の問題で、アメリカの両院

の合同原子力委員長長のコールは、日本人の漁船や漁夫の被害は大げさに報道されておるが、これは日本人が漁業以外の目的で——もちろんスパイ行為ではない意味で——入るが、実験区域に來たかもしれないということを言つておる。これが報道されておる。それからジョン・バスター上院議員は、日本人の漁夫の傷は大したことはない、これは皮膚にやけどをしただけであるといふ暴言をしておると思ふのです。ちやうどそれと符節を合せるように、アリソンアメリカ大使は、被害に補償するといふことの申出があつたようでありませんが、いまだ一言も陳謝の意を表してない。実に傲慢不遜なアメリカの態度だと思ふので、これに對して吉田政府はどうお考えになつておりますか。これが第一点。

第二点は、アメリカの申入れによつて政府の方では、ビキニ水爆の被害漁夫の治療や衛生問題で、通産省も加わつて、アメリカ極東軍の軍医や極東空軍の軍人や、アメリカ大使館の情報官など日米連絡協議会というものをつくつておられるようでありますが、日本人は明らかに被害者であります。アメリカ政府は歴然たる加害者であると思ふ。この重大な被害を受けた日本が、不法とわれわれは考へる加害者であるアメリカの軍人や情報官と、どういふわけで合同協議しなければならぬのか。通産省、厚生省も加わつてやるというけれども、何でこんなことをしなければならぬか。これが第二点であります。

第三点は、アメリカは水爆の実験を理由にして公海をかつてに専有しておると思ふ。このために日本の終結に直

接的な影響が加わる。しかもアメリカは危険の海域を、直径約百マイルから突如として四百五十マイルに拡大してゐる。国際法上これは前例がない。そのため日本の漁夫、漁業が影響を受けるし、日本の経済に大打撃を受ける。これが一つ。またアメリカは信託統治のもとにある住民に重大な危険を与えてゐる。これは信託統治の精神からいつて、住民に危険を与えてはならない、生命財産を保護しなければならぬことになつてゐるのに危険を与えてゐる。これは明らかに平和と民主主義の破壊であつて、国際憲章の違反であると思ふのです。政府の方では、水爆の実験に協力するということを岡崎大臣は言つておられるようでありまして、これに抗議を——日本の政府として国際憲章の立場から、また日本の利益を守らなければならぬ立場から、これに對してどういう態度と処置をとられるつもりであるか。これは直接日本の産業経済に影響すると思ふのですから、第三点としてお尋ねいたします。

第四点として、ビキニの水爆の被害は、アメリカの市民を含む全世界の人々に大衝撃を与えたと思ふのですが、特に日本の国の中では、単に漁業者ばかりではありません。国全体が直接の被害者として、世界の平和を望む人々と一緒に、どうしても五大国その他の話合いで原爆の禁止をしてもらわなければならないという考え方が、ほうはいとして起つてゐるのであります。国会でもこの問題が重要な問題とならうとしてゐるのでありますが、政府の方では、どう考えておられるのであるか。通産大臣の加藤委員に対する答弁だけ

を聞いておりましたも、日本の政府は独立した国だと言つておりますが、どうもその見地から考へるアメリカに対する考え方が、大體隷屬的であつて、MSAの問題でもそういう形をとつておると思ひます。

以上の四点について、経済審議庁長官として、また閣僚の中の通産大臣として、どうお考えになるかという点を、要点でつけようでありますからこの際お答えを願ひたい。この四点であります。

○愛知國務大臣 ただいまお尋ねの問題は、もちろん私も國務大臣としての立場におきまして、責任を回避するものではございませんけれども、的確な御答弁を申し上げることは、他の閣僚の方が適當であると思ひます。従つて私の申し上げますことは、十分な御満足を得ないかと思ひますが、とりあえずお答え申し上げます。

四つにわたつてのお尋ねでございますが、第一の、水爆の被害というものは、わが国といたしましてはたいへんな問題であるという御指摘の点は私もまつたく同感でございます。これは今後の経済問題とかあるいは補償の問題とかいふだけではなくて、もつと大きな政治的な問題であると考えるのであります。とりあえずこの被害の対策について、政府として國務大臣を長といたしまして特別の対策協議会をつくりまして、これら関係各省と緊密な連絡をとつて、とりあえずの対策に遺憾なきを期しておりますことは御承知の通りと思ひます。たとえばあとの方で尋ねがございましたが、損害の補償の問題あるいは船舶の始末の問題あるいは研究治療の問題というようなことにつき

まして、毎日のようにこの会合は活発に働いておると了解いたしておりまして、それから第二の治療その他の日米間の連絡協議会は、原告と被告とを一緒にしたようなものであつておもしろくないからとこういうお話でございます。これは見方によつておもしろい点もあろうかと思ふのでありますが、實際上早く仕事を参ります上におきましては、やはり直接に關係当事者同士が協議をいたしまして、迅速に措置をやるということが私は適當ではないかと思ふのであります。いろいろ法律論的その他から申しますと、あるいは第三國に依頼するとかあるいは國際的な機關に移すとかいろいろの方法も考えられましようが、とりあえず手取り早く処置を考へるという場合におきましては、こういうやり方が最も實際的で適當であると考えます。

それから第三の公海の利用、國際法上の見解等につきましては、これは私あまり國際法をよく知りませんから、常識的なお答えをいたしますことはかえつていがかかと思ひますから、この点についてはお答えをいたしません。ただ先ほどもお話ございましたように、産業経済の面にも重要な關係がある問題であつて、その点について君の意見はどうかというお尋ねでございますが、この点は第四の御質問と関連してお答えをいたしたいと存じます。

第四は、原子力というものの全般に對して政府はどういう態度をとつておるかというお尋ねでございますが、これはたゞ／＼私も、原子力の問題というものは先ほど申し上げましたように単なる今回の問題だけではない、非常

に大きな問題であると思ひますので、政府側としてもこの原子力の利用等について、まず法制的な整備をどういふふうに考へるか。あるいは先ほど申しましたように、今回の被害が起りましたも、これを一まとめにりとらめて処理する機關がございせんが、政府内としてはどういふ機構が、——この原子力の問題は、國際政治あるいは人類の運命、平和という大きなところから、最近なところではこの工業化利用に至りますまで、各般の問題があるわけでございます。こういう点について、政府内部としても至急各方面の意見を入れて、これに對してどういふ態度をとつて行くかということをとらめようではないかということをや、たゞ／＼私も非常に氣になりましたので、先般の閣議でも発言をいたしまして、現在これに對する政府の取上げ方の対策を至急講じておる次第であります。その際もちろんたいへんお尋ねの國際憲章の問題や、あるいは産業経済に及ぼす影響、あるいは未然にいかなる対策を施すかというふうなこともあわせて考へたい、こういうふうに考へております。

○川上委員 時間がありませんから、あと二つだけ質問しておきますが、アメリカに對して陳謝させる氣持があるかどうか。賠償の要求だけではなく、これは國際的な慣例からいいますと、いかなる場合においても當然のことだと思ふ。ところがアメリカはこういうことをしておりません。そういうことをすると言つておるのであるが、そういう意思表示はしておらぬ。これは一國と一國との間において私は重大な問題であらうと思ふ。

それからもう一点は、原爆を日本の中でどうするかという問題もありましようが、五つの大國が話合ひによつて原爆の禁止のとり結びをするということに對して、政府はどう考へるか。この二点を、簡略でよろしうございしますから、お答えを願ひたい。

○愛知國務大臣 失礼いたしました。先ほど第一のお尋ねの中で、アメリカが被害はきつめて僅少ななんだ、やけどくらのものだと言つておるというお話がございましたが、これは実に不適當なことではないかと思ひます。ただこれが公式の見解であるのか、あるいは單純に記者としての見解であるのか、そこら辺のところはわかりませんが、先ほど申しましたようにこの水爆の被害ということは私はたいへんな問題である、そういうふうな考へております。

それでアメリカに陳謝を要求する考へがあるかどうかというお話でございますが、これは外務大臣等からお答えいたした方がよろしいかと思ひます。それから第二の問題は、実は率直に申しまして従来政府の研究も十分でなかつたと私は思ふのであります。先ほど申しました第四の点に觸れますけれども、こういう問題を至急取上げて、政府としての自主的な、白紙の上に立つて、この原子力問題というものにどういふふうに対処したいかというところを、私を檢討したいというところを、私も提議しておるような次第でございます。従つて今すぐこれに對してどういふところまで、まだ政府の見解としては統一しておりません。

○大西委員長 それでは今政務次官を呼びに行つておりますから、参ります

まで、暫時休憩いたします。
午後二時七分休憩

午後二時三十五分開議

○大西委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

貿易に関する件について調査を続けます。齋木重一君。

○齋木委員 私は目下汚職疑獄等に対して世間を騒がし、国民の批判を受けている問題のうち、通産省の關係といひまして、アルコール専売公社の不正事件に対して、当局は次官初め御存じになつておるか、一言お伺い申したいのであります。

どだいアルコール専売の機構といったしましては、私どもの聞くところによりますと、酒精産業株式会社、アルコール工業株式会社の二社を指定をいたして、これを払い下げておるといふことになつておるやうであります。全国の区域を二社に分割いたし、独占させておる。酒精株式会社の区域は東京、仙台、北海道各通産局管内、アルコール工業株式会社の区域は名古屋、大阪、広島、四国、九州の各通産局管内に分割しているやうであります。そして昭和二十六年からアルコール工業株式会社では約三億の未納金が今日まで残つておるといふことを聞いておるのであります。これはわれ／＼の知るところでは、すなわち浮貸し、焦げつきに原因があるやうであります。もと／＼アルコールの代金決済が、三箇月の延納期間があることを利用して、悪用して、こういうばかげたことをやつておるので、本年の三月の検査当局の摘発によつて社長は辞職をいたしました。後任の社長は通産省の元

飯山局長である久保喜六氏が就任をいたしておるのであります。これらの内部におけるところの職員の腐敗も今日肅正ができないままになつておることをまことに遺憾に思ふのであります。

この三億円の未納金の処理に對しては、アルコール工業に将来五箇年間に払い込ましめるという条件をつけて就任をされたといふことも聞いております。それから酒精株式会社も約三千万円の焦げつきを持つておる。これらの返納は三箇年間の期限をつけてやつておるといふことも聞いておるのであります。アルコール専売の代金がかくのごとくに未納のままに放任されておるといふことは、まことにさういふ通産大臣並びに当局は、いかなる処置をもつてこれを善処せんとするか、われわれは実に疑わざるを得ないのであります。一言つけ加えておきますが、このアルコールの三億円の赤字の原因は、父島におけるデレスコンという農薬の問題で、この権利をアメリカからとるために進駐軍その他に約一億円の運動費を使つて、これが焦げつきの原因となつておるといふことも聞いておるのであります。またアルコール工業株式会社の静岡の事務所の事務員が百万円からの使い込みをやつておるにもかかわらず、幹部が前述のごとき不正なことをやつておる關係上、これらのものを矯正することもできず今日に至つておるといふことは、まことに遺憾千万なことである。これらに對して当局はいかなる処置をなさんとするか、私どもは最も遺憾と存じておりますので、これらの成行きに對し、また今後対処せんとするところの心構えその他

をまず承りたいと思ふのであります。

次には、林野庁長官が見えましたが質問をいたしたいと思ふのであります。が、米材の輸入に關して、二十八年度の下半期の外貨予算の米材追加分の百七十万ドルの本月十八日の通産省の商社割当の決定であります。聞くところによると、これは大体において林野庁の内部に於いてこういう割当をやつておる。この外材の割当は三十社に割当ててありますが、大体専門的に、また実際にこれを取扱つておる今日までの商社は三十社中五社か六社しかないと思ひます。第一番には第一物産安宅産業、岩井、山長、浅野物産、三井木材、田村商會、これ以外には、あとの二十四社というものは木材の木も知らなければ、米材の米も知らないやうなもので、これに外貨の割当を最低三千五百五十ドル以上づつ割当をやつております。そうしてこの輸入の申請手續に於けるところの既定契約の優先割当方式を變更して、二十八年度輸入実績のみを基準として割当することとしたと發表しておる。しかしこの場合は小額な実績者の割当額が米材輸入の一口の最小取引額三千ドルと押えたところ。はたしてあやうな商社の三千五百五十ドル以上は、実際の米材並びに南洋材を取扱つておる商社が何社あるかといふことを詳細に検討した上においてこういうことをやつたかどうか。実際に於いてはわれ／＼は三十社中六社以外にはその実績その他をいたしましてもないと思ふのであります。

〔委員長退席 長谷川委員長代理 着席〕

それのみならずこの申請締切りに關しましては、本月の二十日一日をもつ

て即日締め切りをいたしたのであります。これらの申請がさつと二十日に一齊に出て來ましてこれを締め切つたかどうか。これらにも少し異いところがあるのじやないか。そういうように申請が一日にさつと三十社も出たりすることはないと思ふ。木材界の人々は通産省のこの処置に對しては疑問の目をもつて露々たる批判をいたしておるが実情である。米材を輸入するのに三千ドルや五千ドルの割当をやつて、はたして一口当りの買付けがせられるかどうか、実は疑わざるを得ないのであります。三十社に最低三千五百五十ドルずつ割当てて当局がやつておる。こういう認識不足なことをやつて、林野庁長官がもしこれに介在いたしまして、木材の木もわからないやうな三十社中の二十何社に對して割当てた原因をなしておるとするならば、認識不足もはなはだしと私どもは思ふのであります。また輸入方式は米材比島のラワンは割当制、インドネシア及びボンド地域、南洋材はA、自動承認制と二つの方式をとつておるやに聞くと、明年度の外材輸入の予算四千万ドルの割当方式も二つの方式においてやるのかどうか。私は自動承認制一本の方式において割当することが妥當と考へるのであります。これらに對しては、この当局的明確なる答弁を願ひたいと思ふとともに、治山治水の上から見ましても木材輸入その他については重要な観點を持つべきものであります。今や木材の価格は全国的に高くなつておりますが、先般の二十万石の米材の大商社の手持であるとか、まに百七十万ドルの割当をする、二十八

年度末として南洋のラワン材、アビト、カポール材等においては二百七十万ドルの三十一万石を三月六日に割当てられた。そうすると、米材に直しますと、一石当り日本の円貨に直して三千七百円になるものであります。また南洋材におきましても、一石当り二千五百二十円になるものであります。こういうやうな高い米材を買いつけて、はたして日本の木材界に對する影響はどうなるかといふことを詳細に検討の上においてやつたものかどうか。ただ場当たり式にやることは現政府のやり方でありまして、少しも遠大な理想とか計画とかを持つてやつていないことを物語るものと私どもは考へております。これら二點に對して明確なるお答えを願ひたいと思ひます。

○古池政府委員 お答え申し上げます。

まず第一のアルコール専売に關する問題でございますが、この問題は私の就任前の問題でありまして、かようなことが起りましたことはなほ遺憾に考へております。これに對しては、措置をいたしましては、会社に關しましては、人事の面におきましては、大刷新を断行したと承知しております。なお国の損失のないやうに、未支払分につきましては会計検査院とも十分打合せをいたしまして、今後計画的に國に納入させるようにはからつておるわけでありまして、なおその数字等につきましては、ここに私資料を持ち合せておりませんので、御必要に応じましてはさらに資料としてお届けいたしてもよろしいと存じます。

それから第二の問題でございます

が、これは御承知のように貿易関係が非常に昨下期から悪くなりまして、外貨事情が逼迫した関係上、自動承認制はでき得る限りこれを縮小して参る方針であるのであります。お尋ねの木材の輸入割当等につきましては、主管省の農林省と十分に協議をしてその割当をやつておるのであります。私どもとしてはその間に何ら不正はないと考えておりますが、なお詳細につきましては農林省の方からお答えを願いたいと思ひます。

○柴田政府委員 第一点の、年度末におきまして追加割当分に對しまして、特に米材関係百七十万ドルの追加に對しまして、三十社を選定し、しかも非常な小口に、実際に扱つていなかったような商社を選んだのではないかと、それに林野庁が関係してあるのではないかと、こういうお尋ねでございます。商社の選定は一切私どもの関係しないところでございます。輸入された際のいづれ／＼な調整関係等に関しましては、国内の需給価格の調整等に関して御相談はいたしておりますが、商社の選定は一切私どもでは関係いたしておらないので、その点は何か誤解があるのではないかと存じます。なお私どもといたしましてはその経過を詳細に調査をいたしてみたいと思つておりますが、はつきりと私どもは何ら関係してないというのを申し上げざるを得ない、かように存じております。

それから第二点の、現在米材の輸入材の価格あるいは南洋材の価格が高過ぎるために、日本の材の価格を上げ上げるのではないかと、現在の価格のようでございますが、現在の価格

からいたしますと、品質によりまする評価を要当にされておまして、現在入つております米材等が、内地の針葉樹の価格と比較いたしまして、大体平均あるいは多少安い傾向にあるのであります。米材を高く入れるために、内地材が上り上がるという傾向は、現在においてはなしと申し上げ得ると存じております。

それから南洋材に関しまして、最近のラワンを對象といたします輸出ベニヤの原料といたしまして、内地の闊葉樹と比較してかえつて多少安目であるという傾向でありまして、一時は逆にラワン材が非常に格安に入るために、内地の闊葉樹材の取引を非常に不活発にしたという時代もあつたのであります。しかし最近は大體平衡がとれておるといふ現状であります。全体の需給の調整のために、二十八年度程度は二十九年度においてもぜひ必要だと考えておりますが、現在の価格で輸入することによりまして、わが国の木材の価格を安定させこそすれ、これを攪乱することはなからうと私は考えておるのでございます。

○齋木委員 今長官は、商社の選定に對しては関係がないとおつしやつたから、それを一応信じます。そうすると、この三十社の選定、また申請の受付等に対するところの処理は、どこでやるのですか。

○岩武政府委員 実は突然のお尋ねなので、そういうことで木材の輸入をやつておりますが、私実は存じません。後刻詳細に取調べて御回答申し上げたいと思ひます。ただこういう事情かと存じまして御答弁申し上げます。南洋材の方は、ボンド地域あるいは

オープン・アカウント地域が多いのであります。在来から自動承認制をとつております。従つて商社の割当ということとは行われませんで、いわば申込みに応じて金融をつける。しかも役所の方でそれを許可するとかしないとかい

たしませんが、銀行の窓口限りで簡単に言へば信用状を開く金がつけば、そのまま取引ができるという形になつております。明年度つまり明後日から入ります二十九年度におきましては、自動承認制は、先ほど政務次官から申し上げましたように、できるだけ狭めたいと存じておりますが、ボンド地域は過般の日英支協定の趣旨もありま

すので、これは自動承認制のままを実施することと存じております。それから米材の方でございますが、お尋ねは多分米材の方だと思ひますが、私実は先ほど申し上げましたように、これはどういふ割当方式をやつておりますか、つまびらかに存じません。ただ想像できますことは、御承知のように米材の価格は、従来は船運賃が高かつた等の関係で、入れても内地ではけなかつた、特殊の大目徑の材木以外は、国内ではなかつた、はけにくかつたと存じます。最近国内価格が上つて参りましたので、船運賃の低下等もござい

ますので、現在ではある程度入つておると思ひます。商社別に割当をいたしますか、あるいはその他の方式で輸入しておりますか、実は今のところ御答弁申し上げる資料を持つておりませんので、御必要でありますれば、後刻取調べの上御回答したいと考えております。

○齋木委員 これは異なる御答弁を承る。三月十九日の木材新聞を見ますと、「商社別割当は、十八日通産省がこれを決定、直ちに関係商社に割当額を通知した。この割当決定に當り通産省當局は予算額一〇万ドルに對し、申請三十社、總額二四〇万ドルであつたことから当初予定していた輸入申請停止前の既契約の優先割当方式を變更、二十八年度輸入実績のみを基準に割当することにした。しかしこの場合小額実績者の割当額が米材輸入一口の最も小取引金額と認められる三千ドルに達しない点を考慮、一社の最低額を三千ドルに押えこれに実績による割当金額を加算して決定するに至つた」とあります。決定している問題をおなたは知らな

ない、調査するなどというものは、官房長としてはなほだしいことだ。○岩武政府委員 輸入の品物はいろいろございまして、一々の品物について存じておりませんことはなほだしいことだ。縮小に存じております。残念ながら、私は通商局でやつておりますすべての物資につきまして、即座に御答弁申し上げるだけの研究も何もございせんので、はなはだ恐縮でございますが、お尋ねのことにつきましては、もつと正確に調べてから御答弁申し上げたいと思ひます。ただ商社に對して、かりに割当制度で輸入いたしますときは、木材輸入に経験なりあるいは能力の乏しい商社に割当することは、いろいろ不都合なことも起りますので、多分そこは過去の実績を一応の目安にして、比較的取扱ひの経験の少ないところではないか、あるいは割当を遠慮した

らないものが多い。それにもかかわらず、申請しただけでそういうものにこ

ういうふうな割当てた。第一物産には二十万一千四百ドル、安宅産業には二十万二千七百二十ドル、岩井産業には十九万八千ドル、東宝には十二万七千九百ドル、山長は十二万六千五百四十ドル、こういうぐあいにずつと割当てて、あやば商事に三千五百五十ドル割当ててある。これは明確に出ておる。三十あります各商社に對しては、通産省から指令が十八日以後に出ておるはずだ。こういうふうな米材の輸入について、三千ドルや四千ドルを割当ててやつたところで、買いつけられ

るものじやない。失礼だけれども、商社でもないそういうものに一律に、しかも二十社をどう選定して受けたのか知らないが、これを決定してやつたということは、奇怪じくだ。自分が買いつけられもしないでドルの割当だけをもつて、このドルはどこに行くのかというのをわれ／＼は考えなければならぬ。みんなドルのやみ荒買に行つてしまふ。それらをも考へていただきたい。こういう取扱ひをやつて、三十社に決定した。それを林野庁長官は私の方ではやらぬというが、私は林野庁長官がこの原案をこしらえて通産省の方にやつたというふうに聞いているのです。長官はやらぬというから私はそれを信じますが、そうすれば通産省がどこかの課においてやつておるはずである。それから米材の問題については、深川であるとか横浜であるとかには二十万石も、日に割れてばり／＼になつて

やつたかどうか。私もふしぎにたえない。それも専門家にやらせるならいざ知らず、何も知らないものにこういうことをやらせ、割当てる。これはちよどやみドルの助長をやつていようように私は考えるが、これを明確にしたい。どうかを強く要求するものであります。

○岩武政府委員 どうも突然のお尋ねなので、明確に御答弁できる資料を持ち合せていないのはなはだ残念に思いますが、ただこういうふうに入札の問題を御了解を願いたいと思います。かりに商社に割当をいたしますときに、どの商社に対してどういうものを輸入をする、金額幾ら、いつまでの期限内に信用状を開く、あるいは支払の期はいつまでというところで割当をいたしておりますので、御心配のございましたように――その許可証を使ひまして銀行に行きまして、信用状を開いて買いつけるわけでございますので、その金が御指摘のありましたような用途に流用されることは、ちよつとないのではないだらうかと存じます。つまり向うから言へば輸入商、こちらから言へば輸出商でありまして、向うのシブパイと契約の上で、その契約に基づきましてこちらから信用状を開きます。それにはちやんと木材のどういふ規格のもの、数量幾ら、期限いつというふうな信用状を開くわけでございますので、それに基きまして向うから手形を組み、品物を積み出すわけでございます。その信用状で開きました金額のドルがほかの用途に向けられるということは、これはあまりないのではないかと存じております。

それから今御指摘のありました割当

の方式、基準等につきましては、先ほど来申し上げたようにはなはだ残念でございますが、実は現在お答えするだけの資料と知識を持っておりませんので、後刻取調にて御報告申し上げたいと思ひます。

○齋木委員 割当の方式等は不明だと今官房長が言われたから、後日詳細なることをお聞かせたいと思ひますので、留保いたします。

次官が答弁になつてゐるアルコールの問題に対して、ただ善処しますで日を暮して行つて、そのままに内閣が倒れたら責任はなくなる。こういうようなことを考へて今日までこういうようなことを処理してゐたということについては、私たちは納得が行かない。これらに対してどのような明確な処理方法をやつてゐるのか。三年とか五年とかいふような処理方法の条件をつつけてやつてゐるのか。アルコール専売というものは、官吏の退職金なんですよ。前の鉱山局長が社長になつて行くとかいうことになつて、一つの機關を持つてゐるようなことにもなつております。

(長谷川委員長代理退席、委員長着席)

金額の点においても私は強くは言ひませんけれども、こういう不始末なこと今日までやつていて、知らぬとかいふようなことはどうかと思ひます。この際こういうようなことは明確に公表して、その処理はこういうぐあひにしたいということを国民に知らせる必要があると思ひます。特に専売事業であります。特定の二つの会社に指定して、日本の国を二つに割つて、独占の形態を持つところの独占企業ではないか。その不始末を國家に負担させておいて、

もうかつたときには黙つておいて、損をしたときにはこういうことをやられては遺憾にたえないと思ひます。この処置を急速に整理をしていただきたい。と同時にその覚悟があるかどうかをお聞かせ願ひます。

○古池政府委員 御質問の点は十分了承いたしました。ただ本日はアルコール問題について御質疑のあることを承知しておりましたならば、資料もとりそろへ、担当の者もこちらに一緒に参りまして、御納得の行くように十分御説明を申し上げることができたかと思ひますが、実はそのお話を聞いていなかったものでありますから、何ら資料も持たないで参りました。従つて私の申し上げたこともなはだ不徹底のような感を抱かせるのであります。この問題につきましましては、今後絶対にそういうことがないようには、またすでに済んだ問題については、國家に損失を与えないように、返済の計画も立て、人事も刷新いたしまして、遺憾のないように現在処理しております。ただその金額あるいは返済計画の内容の詳しいことにつきましては、追つて担当の者から御説明申し上げることにしたいと存じます。

○齋木委員 要領を得ない御答弁であります。この二件の問題について、すべて準備をして来て、明確にしたいと思ひますので、留保いたします。

○大西委員長 加藤清二君。

○加藤(清)委員 私はMSAの援助に關する問題と、それに関連する外貨割当の問題をお尋ねしたいと思つて、すでに一通問も前からお願いしてゐたのでございますが、大臣は忙しいので、

一言で私の質問に対して答弁をする機会を与えていただけない。そのうちにMSAは本会議へ上つてしまひます。死んでしまつてからカンフル注射を打とうと思つても何にもならぬ。死んだ子の年を数えるようなことになつては相ならぬのであります。お忙しい次官さんにかつていただいたわけでございます。従ひまして大臣さんのかわりとして次官さんはその点をつきりお答え願ひたいと思ひます。私の質問はしごく簡単であります。従ひまして答弁が簡単であれば時間は短くて済みますから、そのつもりでお願いいたします。

まず第一番にお尋ねしたいことは、このMSA援助は経済援助だということに相なつております。ところがそのおかげで武器等製造の業界は、今の不況を打開しようといつたので、早天の慈雨のごとくに考へてゐたわけでございます。ところが私が調査したところによりまして、これで喜ぶのは、アメリカの武器製造会社で古兵器の処理を助けてゐる会社であつて、日本の援助にはならない。このような答へが出て来るのでございます。そこで日本の業界には、はたしてどの程度の援助がもたらされるものであるかということをはつきりとお尋ねすれば、それでけつこうでございます。

そこでまずお尋ねしたい問題は、日本の業界が受けることのある域外買付ないしは兵器の種類、あるいは先ほど大臣は一般産業の発注も増加すると言つておられました。はたして一般産業の何業にMSAの援助のおかげで発注が行われるものか、この点をお尋ねしたい。特に過去の状態を見ますと、日本

の武器製造会社の製造状態は、まるでかたわな状態なんです。なぜならば、同じ機關銃にいたしましても、たまは発注を受けるけれども、機關銃そのものの発注は受けない。機關銃は受けたけれども、その一部分の部分品だけであつた。完成したものを注文されたためしはほとんどない。飛行機工場へ行つてみますと、修理はやつてゐるけれども、これをこしらへてつくるとか組立てるとかいうことはほとんど許されてないわけでありまして、それなればこそ私は品目を承るわけでございますが、日本の業界としては将来もなおあえてかたわな生産を要求されなければならぬのか。それから日本の保安隊で使う兵器くらいは日本の工場で作つてもらうことも許されてゐない状況にございまして、これは一体将来永久にこういうことが続くものか、もし続かないとするならば、いつのころからほんとうに自立経済、独立した経済のもとに日本の工場で生産したものが、日本の保安隊に使われるようになるのか、この点をお尋ねしたい。

○古池政府委員 MSAの關係は、御承知のように昨年愛知大臣も向うに行つて、いろいろ折衝に當られたのであります。先ほど私がこの席を退席いたしました。大臣にかつてもあらつたのであります。その際大臣に対してあるいはお尋ねがあつたかと思ひます。従つて私は同席しておりましたので、大臣の答へと私の答へとがもし違へば、大臣の方が正當なものと御了承願ひたいと思ひます。

経済的援助ではないじやないか、軍

は外務委員会に行つて、契約はいかになつておるか、この次またMSAで受けるということだけならけつこううだ、援助という限りにおいては何らかの援助があるかと思つて聞いたら、日本の商法は完全に適用できるというお答えであつた。私はこれを三日間念を押しした。そうしたら、完全にそうだというお話だ。しかし今日の業界はそうではない。事実そうではない。大臣は食言しておる。ところが通産大臣、通産当局、重工業局長その他に聞いてみると、やはり私の調査が正しいという

ことになった。今大臣は、日本の商法は適用できぬというお答えだ。いずれがほんとうでございませうか。これは直接注文を受けるメーカーだけのみならず、その傘下におるたくさんな業界の命取りになることであるし、せつかく注文を受けた方も出血々々の注文だから、かつては行政監督上、通産省として日平に手を入れようじゃないかということが起きたはずなんです。今後このMSAの援助を受けるがゆえにもうけさしてもらえぬということならばいいけれども、損をしなればならぬ、首つらなければならぬということがこの中に包蔵されておればこそ私はお尋ねするわけでございませう。はつきりと御答弁が願いたい、どうなっているのですか。

○古池政府委員 商法と先方の調達機関の法規との間の関係につきましては、先ほど私が申し上げた通りと存じます。ただ今お話しになりましたように、防衛産業の会社でつづれる会社がある。しかしこのつづれる原因というものはいろ／＼あるだろうと私は思います。しかし出血受注すなわちあらかじめ赤字が出ることを承知の上で注文をとるといふことは、経営者としてとるべき問題じゃないと思ひます。入札さして安いところへ落すといふことは、日本におきましてどこにおきましてでも同じだろうと思ひます。その場合に、自分が無理だと知りながらそういう注文を受けるということは、これは十分経営者として考え、慎まなければならぬ問題だと思ひます。非常に困るということも、お話し通りごもつともであります。もしそういう

ような場合に、不当に中小企業に対する金払いを悪くするというようなときには、これは先刻御承知のように、公正取引委員会もこの点については嚴重に注意をしておるわけでありませうから、そういうようにしわ寄せを中小企業に持つて行かないように、政府としては十分な措置を講じなければならぬと思ひます。

○岩武政府委員 ただいまのお尋ねの点につきまして、技術的な見地から若干補足説明を申し上げたいと思ひます。第一点の、調達はどういう法規によつてやられるかという問題でございませうが、これは政務次官から御答弁いたしましたように、現在のところはJPA、ブイカムその他のやり方はアメリカ軍の調達法規に基いてやつておる、この関係は在来の日本の軍時代と同じであるかと思ひます。要するに軍の関係の調達法規に基いてやつておる。ただこの場合にどういふような調達のやり方をしたいかといふことが、行政協定の締結当時も問題になつたのであります。先ほど御指摘がありましたように、イギリスその他の国では、駐留国の調達法規に基いて他国軍隊の需要の調剤に当つたわけでありませう。日本もその方式をとつたらどうかといふような議論もございませうが、これはい／＼な関係からいふことはかえつて不都合な場合もあるといふことで、これは行政協定第十條の第一項でございませうかありますように、駐屯軍の法規に基いてやるということになつております。その関係でアメリカ軍のそういう法規に基いてやつております。しかしながら今お話しに商法というお言

葉がございましたが、お話しにありますが、商法というものが、商法典、あの法典だけを意味しますか、あるいは日本の商習慣といふことも含めての御発言であります。これは話が少し違つて参りました。商法の方は、これは会社法にしまして、手形法その他にしましては大体御承知のようにそのまゝの形で現在の軍需会社にも適用されております。ただ従来の日本の調達の習慣——まあこれは日本のやり方がいかにどうかはともかくとして、現在の調達法規であります。たとえばよく軍需産業に行われますような前払い制度が行われていないとか、あるいは価格の算定上に金利をコストに計上してないとか、さらに、これは法規そのものではないと思つておりますが、実行上の問題としましては、入札後にネゴシエーションという形を用ひまして、ある程度の操作が行われるようでありませう。その結果、あるいは一番札必ずしも一番札ならずといふこともあるようであります。最近はその例はないように聞いておりますが、二、三年前には若干そういうことがあつたようであります。そこで法律がどういふものが行われておるかといふと、これは純粹に法律的な問題でありまして、むしろ實際問題としましては、日本の在来の調達のやり方、習慣等に合わないし、かつ現在の日本の経済の事情に合わないようなやり方では困るわけでございますから、そういうことのないように、現在も行政協定の実行面に当ります委員会をつくりまして、その中に調達調整委員会、調達の調停委員会と二つありまして、この調停の方でいろいろなクレームを取上げて処理

いたしております。そこで先ほど申し上げましたようなクレームもございませうし、また先ほどちよつと申し落しました、たとえば契約を打切つた場合に補償措置等が十分考えられておらない点もございませうので、そういう点等につきましても、向うの調達規約をはつきりさせますと同時に、あとの救済措置につきまして先方と折衝を重ねて、事実上あまり問題が起らぬようにやつておるわけでありませう。

それからもう一つお尋ねの赤字入札、出血入札のことでございますが、これは経営者といひまして自分の引合はれないコストで入札するということは、商業人としてはいかにかと存ずるのであります。競争があるわけでは、い／＼の競争があるわけではございませうので、そういう結果、ある程度自分の会社の経営政策上から、若干の負担は忍んでも、その注文を受けた方が将来のためにいいといううな判断から、あるいはそういう場合も若干あるかと存じております。

○加藤政府委員 時間がないうでございませうので、簡単にお答え願へばけつこうです。私の尋ねておることに ついてのみお答え願ひたいと思ひます。

アメリカが武器の製造をイギリス、イタリア、チェコ、ドイツ、こういうところの注文いたしました場合には、私の調査によれば、全部その注文を受ける国の国内法が適用されておるようでございます。ところがひとり日本のみ米国の出先機関であるJPAの会計法が適用されておるようであります。そのゆえに日本としては、商習慣が行われないというだけではございませう。

商法の第五百二十四条によれば、一方的な理由によるキャンセルの場合には競売の請求ができるということが明らかにうたつてある。ところで私が先ほど申し上げましたようなケース、甲の会社に注文を發したが、値段が高いかというので、使樣書から何かちやんとしまつちやつて準備をしておるにもかかわらず、乙の会社へ切りかえられる。乙の会社から丙の会社に切りかえられる。この折に甲や乙は日本の商法によれば當然請求ができるはずなんです。ところがこれがいまだかつて受け付けられなかつたといふこと。あつたといふなら示してもらひたい。そうすれば、これは完全に日本の商法が踏みにじられておるということなんです。そこで私はこの問題を当事者であるところの外務大臣に尋ねた。そうしたら外務大臣の答へにいわく、いや、それはあなたの間違ひであらう。MSAについてはさうなことはござらぬ。もしさうなことがあるとするならば、それは契約と別な条件を会社が結んでおるからであらう。これは記録に残つておるから見てください。それからもつとひどいのは、それは請求権を放棄したんじやあらう、もつとひどい。それは、通産省の指導が悪いからそのようになつておるのだ、こういう御答弁でございませう。はたしてしかく岡崎大臣の言われるように、さように相なつておるのかい。もし岡崎大臣の答へたことが正しいとするならば、これこそほんとに通産省は指導が悪いということになつて、業界の指導育成強化に当らなければならぬ。この通産省は、業界をして涙をこぼさせ、涙をこぼさせるだけならいいけ

いたしてあります。そこで先ほど申し上げましたようなクレームもございませうし、また先ほどちよつと申し落しました、たとえば契約を打切つた場合に補償措置等が十分考えられておらない点もございませうので、そういう点等につきましても、向うの調達規約をはつきりさせますと同時に、あとの救済措置につきまして先方と折衝を重ねて、事実上あまり問題が起らぬようにやつておるわけでありませう。

それからもう一つお尋ねの赤字入札、出血入札のことでございますが、これは経営者といひまして自分の引合はれないコストで入札するということは、商業人としてはいかにかと存ずるのであります。競争があるわけでは、い／＼の競争があるわけではございませうので、そういう結果、ある程度自分の会社の経営政策上から、若干の負担は忍んでも、その注文を受けた方が将来のためにいいといううな判断から、あるいはそういう場合も若干あるかと存じております。

○加藤政府委員 時間がないうでございませうので、簡単にお答え願へばけつこうです。私の尋ねておることに ついてのみお答え願ひたいと思ひます。

アメリカが武器の製造をイギリス、イタリア、チェコ、ドイツ、こういうところの注文いたしました場合には、私の調査によれば、全部その注文を受ける国の国内法が適用されておるようでございます。ところがひとり日本のみ米国の出先機関であるJPAの会計法が適用されておるようであります。そのゆえに日本としては、商習慣が行われないというだけではございませう。

ごときものを結ばれるということが私にはわからぬ、こう言うのです。これは外務省の問題になつて来ますから申し上げます。

次にぜひ承りたいことがありますけれども、時間がありませんから、今度はずきり答えができるように答案を書いて来てもらいために申し上げて

おきますが、契約の資料、これは契約書のコッピーでいいのです。会社とJPAの結んでおるところのコッピーでけっこうであります。これはあなたの方が許可し、会社でなされる場合は、

取得の問題でございますが、これの

財産の保障権は、これによつて一層強化されることと思いますが、その点で日本の会社について資産再評価が行われている進行状況のわかるデータ、こ

とにこれは第三次の再評価をやらせようという法律もできておるようでござい
ますから当然でございましょうけれど
ども、それにも関連がございます。次

に困る問題は、発注量の持来性でござ
います。これは前の小笠原大臣にも再
三お尋ねしたことですけれども、たつ
た一回の注文なるがゆえに、減価償却
がでないおかげで出金に終るもので

す。こういうことが将来も続くか続かないかという問題、これは通産省の指導ないしは武器等製造法によつて許可する会社の数、質にも関連して来るこ

とでございます。そこで将来性があるかないか、やがてこれは業界を助けることになって来ます。それともう一つ特に最後にお尋ねしたいことは、特別

調達片はなくなりました。それから○

—

審議を進める予定であります。
午後三時五十五分散会

(参照)

ガス事業法案(内閣提出)に関する報告書

(都合により別冊附録に掲載)

SS、SPSも大体なくなつたようでありますが、この伏魔殿的存在が今日もおお別な姿に相かわりまして、日本の経済を相当に動かしておる実例を私知っております。今度それをあげてお尋ねしますが、それと関連して外貨の割当でございます。この外貨をいかに扱うかということによつて、ますます日本国内にやみドル事件を横行させ、やみ輸入事件を助成させる。特にこれは時計、貴金屬その他の隠して持つて来るのに都合のいいものでございます。これを助長させて、日本の正直に商売をしておる業界をしてばかを見させる。毛織物もまたしかりでございます。今度の質問に対してなるべく時間を有効に早く済ませるためには、今申し上げましたデータを出しておいていただきたい。それから時計の内国産の生産量、日本の現在の国内の需要量、それから外国から輸入されておる量、これに割当てられておるところの外貨、これはでき得べくんばOSS、SPS時代のものと、それがなくなつたときのものとを比較していただきたいと思ひます。それと今度の外貨割当の計画、これを兼ね合せないと、この間も羽田の飛行場で大量の密輸入があつたということでございますが、それを防止することはできなくなるのでございます。私は日本経済がほんとうに健全に発達し、日本国民がその経済の上に腹鼓みを打つて楽しむような状態を一日も早く招来させるために申し上げるわけでございます。

○大西委員長 本日はこの程度で散会いたします。なお次会は明日午前十時より開会し、石油関係二法案について

第四号中正誤

頁 段 行 誤 正
七一 同項 同条